

平成 2 1 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成21年各会計定例監査、平成20年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)、平成20年工事監査、平成20年財政援助団体等監査、平成20年各会計定例監査、平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について、公共交通機関の整備・運営について)、平成19年工事監査、平成19年財政援助団体等監査、平成19年各会計定例監査、平成18年行政監査(病院における収入管理について、都の土地及び建物の管理について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成21年12月1日

東京都監査委員	相	川	博
同	三	原	將 嗣
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸 子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成21年各会計定例監査	3
平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）	24
平成20年度決算審査（公営企業各会計）	25
平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）	26
平成20年工事監査	34
平成20年財政援助団体等監査	35
平成20年各会計定例監査	46
平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について） ..	52
平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）	53
平成19年工事監査	54
平成19年財政援助団体等監査	55
平成19年各会計定例監査	55
平成18年行政監査（病院における収入管理について）	57
平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）	58

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は136件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。残る141件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ~平成21.8.28	指摘	125	-	62	63
		意見・要望	10	-	0	10
		計	135	-	62	73
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ~平成21.8.28	指摘	15	-	6	9
		意見・要望	1	-	0	1
		計	16	-	6	10
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ~平成21.8.28	指摘	3	-	1	2
		意見・要望	-	-	-	-
		計	3	-	1	2
平成20年 行政監査 (庁舎の管理(安全対策と環境 対策を中心として)について)	平成20.9.24 ~平成21.2.4	指摘	97	78	13	6
		意見・要望	30	22	5	3
		計	127	100	18	9
平成20年 工事監査	平成20.1.28 ~平成21.1.14	指摘	35	34	1	0
		意見・要望	3	3	-	-
		計	38	37	1	0
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ~平成21.1.21	指摘	65	33	20	12
		意見・要望	9	3	3	3
		計	74	36	23	15
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ~平成20.9.5	指摘	103	83	10	10
		意見・要望	7	4	1	2
		計	110	87	11	12
平成19年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成20.7.17 ~平成20.9.5	指摘	20	18	0	2
		意見・要望	1	0	0	1
		計	21	18	0	3
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公 の施設の管理について)	平成19.9.26 ~平成20.1.31	指摘	36	30	3	3
		意見・要望	4	0	1	3
		計	40	30	4	6
平成19年 行政監査 (公共交通機関の整備・運営 について)	平成19.9.18 ~平成20.1.31	指摘	1	1	-	-
		意見・要望	11	10	1	0
		計	12	11	1	0
平成19年工事監査	平成19.1.18 ~平成20.1.23	指摘	38	38	-	-
		意見・要望	3	2	1	0
		計	41	40	1	0
平成19年 財政援助団体等監査	平成19.8.27 ~平成20.1.23	指摘	49	48	1	0
		意見・要望	8	8	-	-
		計	57	56	1	0
平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分)	平成19.1.16 ~平成19.9.5	指摘	114	110	3	1
		意見・要望	7	6	0	1
		計	121	116	3	2
平成18年 行政監査 (病院における収入管理に ついて)	平成18.9.6 ~平成19.1.17	指摘	33	24	3	6
		意見・要望	-	-	-	-
		計	33	24	3	6
平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理 について)	平成18.9.5 ~平成19.1.17	指摘	26	25	1	0
		意見・要望	8	6	0	2
		計	34	31	1	2
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ~平成17.9.7	指摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指摘	771	532	124	115
		意見・要望	102	64	12	26
		計	873	596	136	141

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の使用許可を適切に行った。 ・料金の減免適用を適正に行った。 ・債権の計上漏れを修正した。 ・会計処理を適正に行った。 	54件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入に係る契約手続 ・使用済みパソコンの適正処理 	20件
	新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・工事設計変更マニュアルを作成した。 ・使用電力量に見合った契約電力に変更した。 	37件
	法律・条例等に従い、安全管理対策や環境対策を講じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物を専用容器に保管した。 ・避難通路及び避難口を適切に確保した。 ・産業廃棄物処理を適正に行った。 	13件
	小 計		
意 見 ・ 要 望	事務のより一層の改善を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談の実施回数・日程の変更を行った。 	7件
	安全対策・環境対策の増進に努めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・什器、備品類の転倒防止、落下防止措置を講じた。 ・非常用食料等の備蓄を災害対策マニュアル等へ明記した。 	3件
	庁舎の適正管理に努めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・防火扉の閉鎖障害を改善した。 ・看板等の設置の適正化を図るため、ガイドラインを作成した。 	2件
	小 計		
合 計			136件

第2 報告 の 内容

〔平成21年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	個人事業税の課税を適正に行うべきもの	<p>大田都税事務所では、土地貸付により不動産所得を得ているAに対し、駐車場業を営むものとして個人事業税を課税しているが、当該土地は、借受人が中古車販売の自動車置場としているものであり、Aに対して駐車場業を営むものとして個人事業税の課税対象としたことは適正でない。</p> <p>この結果、個人事業税36万1,300円が課税超過となっている。</p>	<p>調査を行った結果、平成19年度以前についても現状と同様の貸付状況であったことから、平成16年度から平成20年度分について、平成21年1月29日に減額賦課決定を行い、課税超過額を全額還付した。</p>
主税局	個人事業税の課税を適正に行うべきもの	<p>江東都税事務所では、Bに対し、平成20年度に個人事業税を課税しているが、平成18年度に発生した繰越損失について、平成20年度に繰り越して控除すべきところ、控除せずに課税を行ったため、個人事業税10万6,100円が課税超過となっている。</p>	<p>平成21年1月27日に平成19年度及び平成20年度の繰越損失処理並びに平成20年度分の減額賦課決定を行い、課税超過額を全額還付した。</p>
主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>目黒都税事務所では、Cが所有する4筆の土地及びDが所有する1筆の土地において、平成20年の賦課期日現在、当該5筆の土地に共同住宅が建築工事中であったことから、5筆の土地を同一画地として認定すべきであるが、C所有の土地4筆を同一画地として評価したため、3万1,840円の課税超過となっている。</p>	<p>航空写真による現況確認の上、平成20年度分について、平成21年3月31日に価格修正決定を、平成21年4月10日に減額賦課決定を行い、課税超過税額を全額還付した。</p>
主税局	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>北都税事務所は、「救急絆創膏の購入契約」をEと締結している。</p> <p>ところで、契約関係書類と、Eに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。</p>	<p>平成21年3月の経理担当係長会において物品購入に係る契約手続を適正に行うよう各部所へ周知徹底した。</p> <p>また、同年5月の経理事務の実務実習においても、事案決定原議の起案から契約、納品、検査、請求、支払に至る事務の流れについて重点的に研修を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>都民生活部は、「壁掛け時計外15点の購入契約」をFと締結している。</p> <p>ところで、契約関係書類と、Fに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま事業者に物品を発注し、その後契約を締結して代金を支払っていることが認められた。</p>	<p>平成21年4月10日付けで、局内に緊急を要する物品購入等については少額支払案件での対応を原則とするなど、適正手続を周知徹底した。</p>
生活文化スポーツ局	特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの	<p>総務部は、12件の都政広報番組制作・放送委託契約（契約金額合計17億2,414万7,565円）を締結している。</p> <p>ところで、これらの契約案件は、「政府調達に関する協定」の適用を受ける契約であるため、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算して72日以内に東京都公報（特定調達公告版）に登載して公示しなければならないとされているが、部は登載しておらず適正でない。</p>	<p>特定調達契約に係る手続の周知徹底を行うなど、事務改善を図り、平成21年度分については、東京都公報特定調達公告版（平成21年6月3日付特定調達第1719号）で公示を行った。</p>
都市整備局	委託契約（単価契約）の事務手続を適正に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、「都営住宅等の室内における化学物質濃度測定委託契約」を締結しているが、その事務手続について見たところ、次のように不適正なものとなっていることが認められた。</p> <p>単価契約は、指示書等の書面において、その具体的な業務内容を定めて指示するものであるが、指示書等の書面による指示を行っていない。</p> <p>指示書等の書面がないことから、履行すべき業務内容及び履行期限が不明であるにもかかわらず、測定結果報告書のみをもって履行確認を行ったとしている。</p>	<p>業務内容（測定場所・時期・数量等）及び履行期限について書面（指示書）により指示することとし、これに基づき履行確認を行うよう平成21年5月分から改善を図った。</p>
都市整備局	補修工事等の契約を適正に行うべきもの	<p>第一区画整理事務所では、庁舎の維持管理に伴う補修工事契約を締結している。</p> <p>また、庁舎の建物管理についても委託契約を行っており、毎日業者から建物管理に係る日誌が提出されている。</p> <p>ところで、当該日誌と平成20年度の補修工事契約について照会したところ、補修工事等の各契約において、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事後契約で工事を行わせていることが認められた。</p>	<p>平成21年8月の庶務担当係長会、同年9月の課長会を通じて所内に周知徹底した。平成21年度は庁舎関係の補修工事契約をこれまでに3件締結しており、いずれも正規の手続により実施している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	売却予定保留地の管理を適切に行うべきもの	<p>市街地整備部は、相原・小山区画整理事業地区の保留地の売却を進めている。</p> <p>ところで、公募した画地について、買受け決定者が部作成の測量図に基づき現地測量を行った結果、境界石が1箇所、都有地側にずれており、画地の南側延長が64.3cm短いを確認したため、契約締結には至らなかった。</p> <p>部は、平成23年度末で当該事業の会計を閉鎖するとしているため、保留地の管理を万全に行い、より一層売却を促進しなければならないが、境界石の確認など、管理が適切に行われているとは言い難い。</p>	<p>平成21年6月及び9月の関係係長会において、売却予定地の管理を適切に行うよう周知徹底した。</p> <p>本年度に販売を予定している1画地について、平成21年6月22日に境界石の確認等を行った。</p>
都市整備局	違反建築物の取締り事務を適切に行うべきもの	<p>市街地建築部では、23区内の延べ床面積が1万㎡を超える建築物及び島しょの建築物に対して、住民からの通報、官公署からの連絡等により違反建築物の取締りを実施している。</p> <p>ところで、違反建築物の取締りの事務処理について見たところ、是正未完了のもの12件のうち6件については、提出された是正計画書の是正状況が把握されていないもの、是正や指導の経過記録がないものなど不適切な状況が認められた。</p>	<p>平成21年5月から、是正計画書が提出されている違反案件ごとに過去の指導記録と今後の予定を記入できる欄を設けた「個票」を作成し、これまでの対応状況や今後対応すべきことを担当者が把握できるようにした。</p>
環境局	緊急立入検査結果に基づく改善を早急かつ確実に確保すべきもの	<p>環境改善部が行った火薬庫外貯蔵施設70施設の緊急立入検査について、検査日以降の取扱いを見たところ、検査時に火気厳禁の表示をするなどの改善指導を行ったにもかかわらず、指導後の改善状況が未確認であったものが10施設認められた。</p> <p>また、Gは火薬類取締法施行規則で定める数量を超えて火薬類を貯蔵していたため、改善指導を行っているが、指導後の改善状況について、現地に赴き直接確認していないことが認められた。</p> <p>この結果、11施設に係る指導後の改善状況が確実に捕捉されていないこととなり、適切でない。</p>	<p>指導後の改善状況が未確認であった10施設については、平成21年8月7日までに再立入りや電話にて、改善確認、指示願等の書類の受領を終了した。</p> <p>また、Gについても、平成21年5月20日に現地に再立入りをを行い、改善したことを確認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	修学資金の貸与休止手続きを適正に行うべきもの	<p>医療政策部は、東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき、東京都看護師等修学資金貸与制度を設けており、条例では、休学者に対しては休学日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を行わないものとして定めている。</p> <p>ところで、南多摩看護専門学校の休学者に対する修学資金の貸与手続きについて見たところ、学校がHの休学届を受理したにもかかわらず、必要とされる手続きを行わなかったため、Hが休学中にもかかわらず、部がHに貸与を行っていたことが認められた。</p>	<p>指摘後、南多摩看護専門学校より、休学者Hの休学届が提出されたことを受け、貸与休止の手続きを完了した。</p> <p>また、都立看護専門学校の相談担当係長会において、修学資金に係る適切な事務処理の徹底を図るとともに、休学に伴う貸与休止手続きを確実にを行うため、事務処理に関する書類の様式を改正し、手順を改善した。</p>
福祉保健局	単数見積による随意契約を適切に行うべきもの	<p>北療育医療センターでは、庁舎の改修工事に伴い、什器類等の運搬を委託しているが、この運搬委託契約について見たところ、予定金額が30万円を超える1件を除いて、全てが単数見積となっていること、また、同日あるいは数日の間に複数の運搬委託契約を起案していることが認められた。</p> <p>契約をまとめることで競争入札や見積競争となれば、単数見積に比べて競争性が生じることから契約金額の低減が期待でき、また、契約事務の簡素化、効率化にも資するものである。</p>	<p>各施設に対し、本指摘内容について平成21年6月の庶務担当係長会において周知を行い、契約における競争性の担保及び事務軽減について注意喚起を行った。</p>
病院経営本部	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの	<p>都立病院では、基金等から診療報酬査定減の通知があった場合、各病院で保険診療委員会を開催し、査定減の内容に納得できないと判断したときには再審査請求を行うこととしている。</p> <p>ところで、神経病院における再審査請求事務について見たところ、委員会で決定しているにもかかわらず、その請求が遅延しているものが毎月発生し、監査日現在、未請求のものが16件にのぼることが認められた。</p>	<p>請求が遅延している事案の担当医師に医事係より改めて作成依頼を行うと同時に、保険診療委員会委員長からも個々の担当医に指導を行った。</p> <p>16件の未請求分のうち1件は、調査したところ再審査請求対象外となることが判明したため、15件について、平成21年7月10日に東京都社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会あて再審査請求依頼書を提出した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	修繕に当たり、関連する保守委託の内容を確認し、契約を適切に行うべきもの	<p>大塚病院は「自走台車設備保守委託」の契約をIと締結しており、当該契約の仕様書では2,000円未満の部品についてはIの費用負担とされている。</p> <p>ところで、病院は、当該契約とは別に、Iと自走台車式搬送設備の修理契約を2件締結し実施しているが、2件の修繕契約の内訳書を見ると、保守委託契約でIの費用負担により交換すべき2,000円未満の部品の交換についても、修繕契約の経費に含めており、このため、10万4,055円が不経済支出となっている。</p>	<p>平成21年7月9日、修繕契約業者に過払い分10万4,055円を請求し、平成21年7月24日に還付された。また、平成21年度の同修繕契約については、自走台車設備保守委託契約に基づく費用負担区分により処理している。</p>
病院経営本部	<p>検食を適正に行うべきもの (大塚病院)</p>	<p>都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検するため、病院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、平成20年度における検食実績を確認したところ、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、検食を行わなかった日があることが認められた。</p>	<p>平成21年8月の医局会にて検討を行い、土日祝日について検食担当医師の担当食事区分のルールを決定し、各医師に周知文を配布した。</p> <p>平成21年9月10日より、「医師検食のお知らせ」を「予定献立表」とともに医局に配布。その週の検食担当医師名を表示した。また、特に検食率の低い日曜祝日の検食担当医師には個別に周知文を配布し、注意を促した。</p>
病院経営本部	<p>検食を適正に行うべきもの (神経病院)</p>		<p>平成21年6月の栄養委員会にて、監査指摘事項を報告し、医局会での周知徹底、担当診療科へのメールでの周知、当直医への電話連絡などの改善策を検討し、実行した結果、7月、8月は100%の検食率であった。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	<p>検食を適正に行うべきもの (八王子小児病院)</p>	<p>都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検するため、病院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、平成20年度における検食実績を確認したところ、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、検食を行わなかった日があることが認められた。</p>	<p>平成21年6月の栄養委員会において監査結果を報告するとともに指摘事項に係る改善対策を協議した。改善策として、記録漏れの検食票が戻ってきたら担当医師に返却して記載後再回収する、検食できない当番医師は代理検食実施者を確実に指名することの2点を決め、同年6月15日付けで検食担当医師全員に文書により周知・徹底した。</p> <p>その後の検食実施率及び記録率は、ともに100%と改善されている。</p>
病院経営本部	<p>検食を適正に行うべきもの (梅ヶ丘病院)</p>		<p>検食の適正な実施へ向けて、担当科長が院内各部門に対して検食の目的・実施の趣旨等の説明を行い、あらためて検食実施の周知徹底を行った。</p> <p>この結果、7月及び8月は、全ての日において3食とも検食が実施されている。</p>
中央卸売市場	<p>使用料等の債権管理を適切に行うべきもの</p>	<p>大田市場における使用料等の債権管理について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>滞納者への督促・催告にあたり、滞納者別の滞納金額を集計した一覧表を作成することとしているが、この一覧表を最新のものに更新しておらず、滞納者別の滞納金額を正確に把握していないため、督促・催告が適切に行える状態となっていない。</p> <p>東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領では、滞納者に対して、督促・催告、支払計画書の提出、保証金の充当、保証金充当後の残債権の請求、納付指導などを行うこととしているが、これら事務に係る督促及び交渉経過の記録がないことから、これまでの経緯が確認できない。</p>	<p>使用料等の債権管理については、滞納者別に金額等を集計した一覧表を更新した。</p> <p>また、平成21年度当初において3ヶ月以上滞納がある業者にヒアリングを実施し、督促及び交渉経過等については記録を残し、経緯の確認が出来る状態にした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>管理部は、「再生トナーカートリッジの購入」契約をJと締結している。</p> <p>ところで、契約関係書類と、Jに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照会したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。</p>	<p>物品購入に係る契約手続の適正化について、平成21年10月6日付け事務連絡により、局内各部に適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p>
中央卸売市場	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>大田市場は、「プラグ外16点の購入」契約をKと締結している。</p> <p>ところで、契約関係書類と、Kに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照会したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。</p>	
中央卸売市場	簡易専用水道の管理を適切に行うべきもの	<p>築地市場では、簡易専用水道を設置し、簡易専用水道の検査（法定検査）を築地市場ビル管理法関係委託契約の中で実施している。</p> <p>ところで、受託者から受けた法定検査結果報告書について見たところ、次の事実が認められた。</p> <p>水道法施行規則では、給水栓における水の色、濁り、臭い、味など異常の有無について毎日検査を行い、その記録を3年保存し、法定検査の際にその記録状況等について検査を受けることとなっている。市場は、検査報告書で飲料水外観点検の記録がないことが指摘されているが、記録簿を作成していない。</p> <p>検査報告書には、受水槽等について不適切な事項が指摘され、速やかな対応が求められているにもかかわらず、改善されていない。</p>	<p>飲料水の外観点検記録については、平成21年4月以降、水質検査の際に結果を記録することとした。</p> <p>また、受水槽等については、平成21年4月以降、順次修繕を行い、平成21年9月までにすべての破損箇所への修繕及び防虫対策を完了した。</p>
建設局	道路占用料の滞納者に対し時期を定めて一律に督促状を送付すべきもの	<p>北多摩北部建設事務所は、道路占用料を滞納している14者のうち、6者に督促状を送付したのみで、他については督促状を送付していない。また、督促した場合でも、督促時期が遅く、かつ一定していない。</p> <p>これは、各事務所は、道路管理部が作成した「道路占用料徴収事務の手引き」及び「道路占用料債権回収マニュアル」に準拠して道路占用料の徴収等を行っているが、手引きには、督促すべき時期や、原則として一律に督促すべきことを明確に定められていないことによるものである。</p> <p>部は、道路占用料の滞納者に対し、時期を定めて一律に督促状を送付することを原則とするよう事務処理手順を改めるとともに、各事務所を指導されたい。</p>	<p>未納占用料の納入期限から一定期間経過後に、当該占用料にかかる督促状を発行することを原則とすることとし、平成21年9月7日付けで各建設事務所長あて通知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	道路及び河川占用料の納期限を適正に定めるべきもの	<p>東京都道路占用料等徴収条例及び東京都河川流水占用料等徴収条例では、占用期間が複数年度にわたる場合、2年目以降の道路及び河川の占用料について、毎年4月30日までに徴収するものとしている。</p> <p>ところで、第三建設事務所における占用料の納入状況を見たところ、条例に定める期限内に納期限が設定されておらず適正でない。</p>	<p>平成21年2月の管理課係長会において、道路及び河川占用料の徴収事務を適切に行い、条例で定められている4月30日までの納期限を設定するように管理課職員に周知徹底を図った。</p>
建設局	単価契約工事の必要性を明確にするため、交通管理者との協議内容を記録しておくべきもの	<p>北多摩南部建設事務所は、単価契約工事によりポストコーンの設置、植込み等廃止・区画線位置変更等を行っている。</p> <p>ところで、道路を整備するにあたっては、道路管理者と交通管理者の間で設計協議を行い、協議内容に従って設計・施工をしているものであるから、整備後に現状を変更する場合、交通管理者からの合理的な理由に基づく要請による協議がなければならない。</p> <p>しかし、工事の指示原議等には、協議内容等の記載がなく、交通管理者との協議に基づくものか、確認できないものとなっている。</p> <p>所は、交通管理者との協議内容、変更理由等を記載されたい。</p> <p>また、他の建設事務所においても同様の状態であることから、部は、各所に対し、交通管理者との協議内容を記録するよう、指導されたい。</p>	<p>道路管理部では、平成21年8月31日付け事務連絡「交通管理者との協議により実施する単価契約工事の取扱いについて」を各事務所・各支庁に通知し、交通管理者との協議に基づき単価契約工事を実施する場合は、その協議内容等について工事の施工内容確認申請書に記録を残すよう周知を図った。</p> <p>北多摩南部建設事務所では、本通知に則り、事務処理を徹底するよう所関係職員に指導した。</p>
建設局	所内の連絡調整を十分にを行い、適切な事業用地管理を行うべきもの	<p>北多摩南部建設事務所は、事業用地管理施設設置工事により、武蔵野市中町の事業用地に、平成19年度に設置したパイプ柵13個を撤去し、新たにガードパイプを設置している。</p> <p>これは、用地を取得するにあたり、売主と用地課の協議により、都が買収した事業用地を売主の自動車が通行できるよう整備することとなっていたが、所内の連絡調整が不十分のまま、工事課が事業用地にパイプ柵を設置したことにより、自動車の通行ができなくなったため、売主の要望により撤去したものである。</p> <p>この結果、平成19年度工事におけるガードパイプの設置費用41万8,964円と今回の工事のうち撤去に要した7万8,085円の計49万7,049円が不経済支出となっている。</p>	<p>事業用地の管理について、用地課、工事課による対策会議を平成21年9月に開催し、「事業用地財産管理施設設置依頼書」により連絡調整を行うこととした。</p> <p>これにより、適切な事業用地管理を行うよう、関係職員に指導した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	埋立地の一時貸付に係る事務処理を適切に行うべきものの	<p>東京港管理事務所では、大田区東海二丁目の都有地について、3社に一時貸付を行っているが、その事務処理状況を見たところ、次のとおり、不適切な事務処理を行っていることが認められた。</p> <p>貸付に当たっては、都有地賃貸借契約を締結することとなっているが、3社との契約年月日が貸付開始から1か月以上経過後となっている。</p> <p>一時貸付契約を締結するに当たって、契約締結前に貸付料額の決定が間に合わない場合は、「一時貸付に伴う概算貸付料の取扱方針」により、概算貸付料として徴収し、確定した貸付料の間に過不足が生じた場合は精算すると定めている。</p> <p>しかしながら、2社について、貸付開始前に貸付料が確定しているにもかかわらず、概算貸付料で当初契約としている。</p>	<p>係員相互のチェック・確認を徹底するよう周知するとともに、あわせて事務処理に必要な情報の共有化を徹底する旨の通知を作成し、業務を所管する臨海地域管理課管理係内の会議（平成21年6月）において、これを周知した。</p>
東京消防庁	産業廃棄物の処分委託に係る契約を適正に行うべきものの	<p>産業廃棄物の処分を委託する場合には、産業廃棄物処分業者に委託しなければならない。</p> <p>しかし、日野消防署における「日野消防署ほか2か所の塵芥処分」契約を見たところ、署は、自ら仕様書で産業廃棄物処分業許可証の提出を求めているにもかかわらず、処分業許可証の確認を行うことなく、処分業者ではないと契約しているのは適正でない。</p>	<p>当該契約案件については、平成21年2月2日付けで廃棄物に係る契約を一部解除し、新たに産業廃棄物の収集運搬及び処分契約を許可業者と締結し、改善を図った。</p> <p>廃棄物の適正処理については、法律や条例の内容を正確に把握し、適正な事務処理及び契約履行の確認を行うよう、平成21年2月18日付けで各署に対して通知し、適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p>
交通局	行政財産の使用許可等を適正に行うべきものの	<p>駅務管理所における行政財産使用許可の状況について見たところ、資産運用部は、駅構内売店が在庫商品収納に使用する補助ボックスの設置に係る使用許可を行っていないため、行政財産の使用料が未徴収のものが認められた。</p>	<p>平成21年8月25日付けで、駅構内売店への使用許可を行うとともに、未徴収使用料の請求を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	下水道料金の減額を適正に行うべきもの (大田北営業所)	パン製造小売業種について、下水道料金の減額を行うに当たっては、小売店舗を設けており、かつ小売業の売上高が全体の売上高の1/2以上であることが条件とされている。 ところで、大田北及び大田南営業所について見たところ、条件を満たしていないにもかかわらず減額を継続していた。	本件については、平成21年2月12日付けで減免適用を解除した。 大田北営業所は、平成21年2月4日に、大田南営業所は、同年2月6日に監査内容を所内職員に周知した。
水道局	下水道料金の減額を適正に行うべきもの (大田南営業所)		また、サービス推進部は、監査指摘を十分踏まえ、平成21年3月の検針係長会幹事会において定例監査の指摘事項の内容を説明し、全検針係長に周知した。さらに、平成21年5月から8月にかけて局全営業所の訪問指導を実施し、委託指導等適正な事務処理の徹底を行った。
水道局	公衆用水栓に係る料金減額を適正に行うべきもの	中野営業所において、水道料金及び下水道料金の減額を行っている公衆用水栓について見たところ、中野区立「江古田の森公園」の水栓は、減額対象外施設である水害対策の調節池用であることが認められた。	本件については、平成21年2月20日付けで減免適用の解除を行った。 サービス推進部は、監査指摘を十分踏まえ、平成21年3月の検針係長会幹事会において定例監査の指摘事項の内容を説明し、全検針係長に周知した。また、中野営業所は、平成21年4月に各係会を開催し、監査内容を職員に周知するとともに、処理及び確認を徹底するよう指示した。 さらに、平成21年5月から8月にかけて局全営業所の訪問指導を実施し、委託指導等適正な事務処理の徹底を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	総計扱いの上下水道料金の算定を適正に行うべきもの（港営業所）	<p>同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、水道料金の算定は、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼び口径等の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている（以下「総計扱い」という。）。</p> <p>また、下水料金についても、同一利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して料金を算定することとしている。</p> <p>しかし、港営業所管内のMは、同一敷地内に呼び口径40mm及び75mmのメータを設置しているが、所はこれを総計扱いにしておらず、このため、従量料金について、使用水量を合算して算定していないほか、下水道料金についても汚水排出量を合算して算定していない。</p>	<p>本件については、平成21年2月20日付けで総計扱いのグループ設定を行った。</p> <p>港営業所は、平成21年2月22日に監査内容を所内職員に周知した。</p> <p>また、サービス推進部は、監査指摘を十分踏まえ、平成21年3月の検針係長会幹事会において定例監査の指摘事項の内容を説明し、全検針係長に周知した。さらに、平成21年5月から8月にかけて局全営業所の訪問指導を実施し、委託指導等適正な事務処理の徹底を行った。</p>
水道局	総計扱いの上下水道料金の算定を適正に行うべきもの（豊島営業所）	<p>豊島営業所において、次のとおり、総計扱いにすべきにもかかわらず、これを行っていない事例が認められた。</p> <p>このため、従量料金について、使用水量を合算して算定していないほか、下水道料金についても汚水排出量を合算して算定していない。</p> <p>Nは、同一敷地内に各々呼び口径40mmのメータを設置しているが、これらを総計扱いにしていない。</p> <p>Oは、同一敷地内に4つのメータを設置しており、所は3つのメータを総計扱いにしているが、残りの呼び口径40mmのメータについても、併せて総計扱いにすべきところ、総計扱いにしていない。</p>	<p>本件については、平成21年2月25日及び同年3月3日付けで総計扱いのグループ設定を行った。</p> <p>豊島営業所は、平成21年1月29日に監査内容を所内職員に周知した。</p> <p>また、サービス推進部は、監査指摘を十分踏まえ、平成21年3月の検針係長会幹事会において定例監査の指摘事項の内容を説明し、全検針係長に周知した。さらに、平成21年5月から8月にかけて局全営業所の訪問指導を実施し、委託指導等適正な事務処理の徹底を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	企業用固定資産の使用許可に伴う使用料を適正に算定すべきもの	<p>工事等に伴い、工事請負者が浄水場用地内に現場事務所等の設置を必要とする場合には、東京都水道局固定資産規程に基づき、企業用固定資産の使用許可を行い、土地の使用料を徴収している。</p> <p>使用料は、前年（平成19.1.1）の相続税路線価を基準とし、年度の期首（平成20.4.1）に時点修正を行った修正価格をもとに算定することとしている。</p> <p>ところで、金町浄水管理事務所における企業用固定資産の使用許可について見たところ、浄水場内の工事等に伴う浄水場用地の使用料11件の算定に際し、時点修正に必要な修正月数と修正率を誤って計算したため、用地使用料21万5,252円が徴収不足となっている。</p>	<p>用地使用料の11件の徴収不足金は、すべて収入した。</p> <p>金町浄水管理事務所は、指摘後速やかに事務処理を適正・的確に行うよう職員に指導徹底を図った。</p> <p>また、浄水部は、平成21年6月15日付けで関係事務所に対して、定例監査の指摘案件について周知徹底を図った。</p> <p>さらに、誤りを未然に防止できるよう、職員によるチェック体制の強化及び使用料算定調書の書式の見直しを行った。</p>
水道局	未収金の収納に向けて適正な事務処理を行うべきもの	<p>経理部では、水道メーター買入れ契約に係る損害賠償金について、東京簡易裁判所による調停成立に伴い、Pに対して損害賠償金（316万4,700円）の調定を行い、分割払いとして平成18年7月に36回分の納付書を一括で送付しているが、この損害賠償金の納入状況について見たところ、21回目（納期限：平成20.3.31）から未納状態（残金：141万3,264円）が続いていることが認められた。ところで、調停条項では、「分割金の支払を2回以上怠ったときは、申立人は当然に期限の利益を失い、債務金額の残金に遅延損害金を附加して支払う。」こととなっているにもかかわらず、期限の到来した残金の回収について、督促等を行っていないのは適正でない。</p>	<p>損害賠償金の未納分については、平成21年8月31日の支払いにより、全額の払い込みが完了した。</p> <p>今後、未収金がある場合は、月に1回、経理担当部所から担当部所へ文書による通知を行い、適正な事務処理を図る。</p> <p>遅延損害金については、平成21年9月18日付けで請求を行った。</p>
水道局	草刈等業務委託の履行確認等を適切に行うべきもの	<p>多摩給水管理事務所における草刈等業務委託の作業完成報告書を見たところ、南野給水所及び坂浜浄水所において、芝生手入作業の工種を除草（疎）及び芝生手入（機械式）とすべきところ、誤って、芝生手入（機械式）及び芝生手入（手刈）としているにもかかわらず、所は検査を合格としている。</p> <p>このため、本来の工種と比べると18万7,511円が過大となっている。</p>	<p>過大支払分については、平成20年度第2回支払時に減額したことで是正した。</p> <p>多摩水道改革推進本部は、平成21年6月に指摘事項を職員に周知するよう指導し、各係において職員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、作業報告書の書式を見直し、再発防止を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	草刈等業務委託の履行確認等を適切に行うべきもの	<p>榎原給水所においては、給水所の敷地が近隣住宅地及び小学校の通学路と極めて近接しており、機械を使用した芝刈りでは作業中に小石等が飛ぶなど危険であるとの理由から、芝刈りを手刈りで行うこととしているが、作業完成報告書を見たところ、草刈り実施写真では、作業員が機械を使用して芝刈りを行っていることが認められた。</p> <p>一般的には機械を使用して芝刈りを行うところ、近隣住宅等への配慮からあえて手刈りとしていることから、作業当日、現地に確認に行くなど、指示どおりの履行がなされているか履行確認を確実に行うべきである。</p>	<p>榎原給水所の草刈りは、機械刈りを行っていたことから、機械刈りの単価で支出した。</p> <p>また、多摩水道改革推進本部は、平成21年6月に指摘事項を職員に周知するよう指導し、各係において職員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、事前に受託者と履行箇所ごとに作業内容を現地で確認すること、作業中の現地立会いを実施することに改め、履行確認を確実に行うこととした。</p>
水道局	同一業務の契約を統合して効率化等を図るべきもの	<p>各支所では、水道工事に伴う、断水・にごり水の発生を事前に知らせるためのビラの印刷について、それぞれ委託契約を締結しているが、印刷されたビラを見たところ、様式、内容が同一のものであり、各支所が別々に契約する必要性がないことが認められた。</p> <p>そのため、これらを給水部でまとめて、一括で契約し印刷すれば、印刷数量が大量になること、製版料を重複して支払わなくて済むことにより、契約単価を下げる事が可能となる。</p>	<p>平成21年3月18日付け事務連絡で、平成21年度から断水等告知ビラの印刷契約を各支所による契約から給水部による契約に移行することを通知した。</p> <p>給水部では、これに基づいて、平成21年7月1日に各支所の必要数量をとりまとめ、印刷契約を締結している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	契約変更を適切に行うべきもの	<p>朝霞浄水管理事務所は、プロパンガスの供給についてQと契約を締結し、契約単価は、平成20年度は420円/m³で契約している。</p> <p>これは、平成19年度の当初契約単価は、320.25円/m³であったが、12月に原油価格の高騰を理由にQから値上げの要望書が出されたため、契約条項に基づきQと協議し平成20年1月1日から契約単価を420円/m³に変更したものである。その際、所は、Qに対し、原油価格が引き下げになった場合には契約変更に応じることを文書により承諾を得ており、平成20年度の契約においても、契約条項により契約変更は可能となっている。</p> <p>しかし、原油価格は、平成20年9月から値下がりを始め、11月には、平成19年度当初価格の水準まで下がっているにもかかわらず、原油価格の高騰を理由に値上げした契約単価をそのまま継続し、Qと協議も行っていないことは適切でない。</p>	<p>平成21年度契約において、単価を減額して契約を締結した。</p> <p>また、浄水部は、平成21年6月15日付けで関係事務所に対して、定例監査の指摘案件について周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成21年5月14日に開催した経理係長会において、プロパンガスの価格動向の指標を定め、他事業所とともに注視していくこととした。</p>
下水道局	下水道の一時使用の事務手続きを適切に行うべきもの	<p>東部第二下水道事務所において、下水道の一時使用にかかる査定及び調定の事務手続きについて見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>湧水の排出が長期にわたる場合は、原則として月1回は査定を行うこととされているが、Rが排水を開始した平成20年9月8日から1か月以上経った同年10月10日に現場調査を行い、その査定内容を遡って適用している。</p> <p>S及びTの一時使用に当たって、現場での調査を行った際に、当初申告と現況が異なっていることを確認して調定を行っているが、調定原議においては、その変更内容が記載されていない。</p> <p>一時使用に係る使用料金の調定には、排水時間の把握が必要であるが、Uの申告では、通常、24時間排水を行うことが多いとされるウェルポイント工法による施行である旨記載されているにもかかわらず、17時以降の排水を行わない内容で調定を行っており、その理由の記載がない。</p>	<p>指摘事項について、平成21年4月の業務係長会及び同年5月の業務課長会において、排出開始後に現場調査を速やかに行うこと及び現場確認事項について調定原議等に記載することを周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	下水道の一時使用料金の調定を適正に行うべきもの	<p>北部第一下水道事務所で行なわれている下水道の一時使用料金の調定について見たところ、1時間あたりの排出量の計算を誤ったため、調定金額が合計35万余円(2件分)過少となっている事例が認められた。</p>	<p>過少調定については、平成21年1月27日に料金の更正を行い、不足分についてV及びWに請求し、徴収した。</p> <p>また、指摘事項について、同年4月の業務係長会において各所属に対して再発防止を周知徹底した。</p>
下水道局	量水器の有効期限切れに対する対応について	<p>東部第一下水道事務所の減量認定について見たところ、量水器の有効期限(8年)が切れてから相当期間が経過している事例が認められた。</p> <p>所は、期限切れとなる前に事業者に注意を促し、期限切れとなった場合には速やかな対応を指導する必要があるにもかかわらず、量水器の有効期限が切れた事業者に対して、電話連絡などによる指導を行っていない事例(利用者X)、減量認定分の使用量が多いため現地に出向いて交渉をすべきであるがこれを行っていない事例(利用者Y)、電話連絡を行ったもののその交渉内容が記録されていない事例(利用者Z)など、適切な指導が行われておらず、未交換となっている。</p>	<p>量水器の有効期限が切れた事業者に対して指導を行い、Xは平成21年2月17日、Yは同年3月25日、Zは同年1月16日にそれぞれ交換した。</p> <p>また、指摘事項について、同年4月の業務係長会及び同年5月の業務課長会において、各事業者が設置した量水器の有効期限について期限切れとなる前に事業者に注意を促すなど適切な指導を行うよう各所属に対して指導した。</p>
下水道局	ボイラー減量について	<p>水道水による汚水を排出して下水道を使用した場合は、水道の使用水量を汚水の排出量とみなしている。</p> <p>しかし、ボイラーにより生成した蒸気を直接使用し、大気中に蒸発する場合は、減量の対象となり、減量は、ボイラーから排出される水(ブロー水)の量を実測する方法を原則とし、これによることができない場合は、ボイラーの性能や作動実態などに基づいて定率により算出している。</p> <p>ところで、経理部はブロー水のデータを実測できるにもかかわらず定率により減量を行っている。(件数9件)</p>	<p>指摘のあった9件のうち、減量適用中止の申し出のあった1件を除く8件については、ブロー水の量を実測する方式に事務処理を改めた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	告示地域における地中浸透について	<p>下水道法によれば、公共下水道の供用が開始された場合（以下「告示」という。）に、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならないとされている。</p> <p>しかし、東部第一下水道事務所は、Aが告示地域内において下水道に接続せずに地中浸透させていることは適切ではないと認識しているにもかかわらず、大家であるBの支払う下水道料金からAの使用水量相当分を減量して徴収することを認めている。</p>	<p>平成21年5月7日にAの減量認定を解除するとともに、同年5月13日に公共下水道への接続を指導し、同年6月15日にAが汚水を公共下水道に排除していることを確認した。</p>
下水道局	債権管理を適正に行うべきもの	<p>中部下水道事務所は、旧南部建設事務所（平成20年4月1日廃止）から工事契約解除に伴う契約違約金1,691万6,550円の債権を引き継いでいる。</p> <p>ところで、当該債権は、平成19年10月4日に破産手続きが開始されており、旧南部建設事務所は、破産管財人に破産債権届出書を出しているが、この債権を引き継いだ所は、債権・債務管理台帳に原議を引き継いだ旨を記載するのみであり、破産債権者変更届けなど必要な対応を行っていない。</p>	<p>破産債権者を下水道局長に変更することとし、「破産債権者変更届」を平成21年1月20日付けで破産管財人に提出し、東京地方裁判所による平成20年3月10日付けの破産手続廃止決定が記載された「破産手続廃止決定証明書」（写）を平成21年1月26日付けで破産管財人から受領した。</p> <p>なお、破産手続廃止決定に伴い当局に配当が無いことが確定されたため、平成21年1月30日付けで当該債権の不納欠損処理を決定した。</p>
下水道局	行政財産使用許可に当たり徴収すべき経費の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、日本ビルディングの一部を区分所有しており、その事務室の一部についてCほか5者に対して行政財産の使用許可を行うとともに、行政財産使用許可書第9条に基づいて、事務室の管理に必要な経費を算定のうえ、各使用許可相手から負担金の徴収を行っている。</p> <p>ところで、当該負担金の徴収状況を見たところ、消防用設備保守点検委託経費が積算に入っていないため、徴収金額が27万3,637円過少なものとなっていることが認められたのは適正ではない。</p>	<p>当該負担金については、消防用設備保守点検委託を含めて再積算を行い、平成20年度分について各使用許可相手に対して追加請求を行うとともに、平成16年度から平成19年度分までの未徴収分についても請求を行い、平成21年3月末までにその全額を徴収した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	消耗品等の購入契約に係る事務を適正に行うべきもの	<p>中部下水道事務所は、入孔鉄蓋2点ほか5点の契約を平成20年4月30日にDと締結している。当該契約によると、納入期限は同年5月16日となっているが、物品の一部が実際に納入されたのは、同年5月29日であった。</p> <p>しかし、所は、契約の履行期限内に全物品の納入があったとして、同年5月27日に契約代金を支払っているのは適正でない。</p>	<p>業者への確実な納品指示や納品伝票等の確認及び確認後の適正な支払処理の徹底などを担当部所に周知させた。また、今後このようなことが生じないように、改めて平成21年2月5日付け事務連絡にて関係部所に通知し、周知徹底を図った。</p>
下水道局	消耗品等の購入契約に係る事務を適正に行うべきもの	<p>西部第二下水道事務所は、焼結金属フィルターガセット2点ほか21点の契約を平成20年7月17日にEと締結している。</p> <p>しかし、当該契約において仕様書と納品が相違しているにもかかわらず、所は、使用上支障がないとして検査を合格とし、契約代金を支払っているのは適正でない。</p>	<p>仕様書と相違なく納品されているか適正に検査を行うよう担当部所に周知させた。また、今後このようなことが生じないように、改めて平成21年2月の事務所課長会において、再度周知徹底を図った。</p>
下水道局	契約事務を適正に行うべきもの	<p>森ヶ崎水再生センターは、「せせらぎの杜整備作業」委託契約を見積もり合わせのうえ、随意契約により締結している。(契約金額:63万円)</p> <p>ところで、当該契約における仕様書を見たところ、作業場所の面積の他は、整備作業の具体的な規模や内容が一切記載されていないため、契約金額が適正なものとなっているか検証できない。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、今後同様の業務委託を行う場合は、仕様書に施設規模や具体的作業内容を記載し、適切な見積りが出来るものとするよう、関係課に周知した。</p>
下水道局	パソコン機器の再リース契約を適切に行うべきもの	<p>総務部では、業務用パソコン機器のリース契約を、平成19年度まで締結し、平成20年度に6ヶ月間の再リース契約を締結している。</p> <p>ところで、当該再リース契約金額のうち、保守料について見たところ、当初リース契約の保守料の10倍以上の額となっていることが認められた。</p> <p>しかし、「IT経費適正化マニュアル」(総務局作成:下水道局も準用)によれば、パソコン再リースの保守料の積算については、当初リース時から5年間は同額程度であることを原則としていることから、当初のリース期間が3~4年であった契約の再リースにおいて、保守料が10倍以上となっていることは適切ではなく、2,570万余円(監査事務局試算)が削減可能であったと見込まれる。</p>	<p>今後、再リース契約にあたっては、IT経費適正化マニュアル等を参考に適切に処理していくことを平成21年6月の総務部課長会において担当課へ周知徹底させ、再発防止を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	生石灰の納品検査を適正に行うべきもの	<p>森ヶ崎水再生センターは、「森ヶ崎水再生センター生石灰供給単価契約」を結び、中央防波堤外側廃棄物処分場その2地先へ生石灰を納品させている。</p> <p>ところで、契約の仕様書では、品質検査は納入毎に納入製品から試料を採取のうえ、センターが承諾した分析機関により試験を行うこととなっている。しかしながら、納品の状況について見たところ、センターが承諾した分析機関による品質検査が行われていないにもかかわらず、製造元の試験結果報告書をもって検査合格としており適正でない。</p>	<p>品質検査については、仕様書中分析機関に行わせることとしていたが、生石灰は特殊な薬品でなく、一般的に広く販売されていることから、平成21年度契約分仕様書より他の薬品購入の仕様書と同様に、品質検査は検査員が製造会社の試験結果報告書によって行うように改めた。</p>
下水道局	緊急施工の実施を確認のうえ、請負金額を支払うべきもの	<p>施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事単価契約」を締結している。</p> <p>ところで、緊急施工は、指示後72時間以内に着手すべきものにもかかわらず、本単価契約の仕様書、管路施設維持管理マニュアル等では、72時間以内に着手したかどうかを確認することとなっておらず、また、部が仕様書により定めている様式においても当該事項について記録することとなっていない。</p> <p>そのため、中部下水道事務所では、緊急施工工事について、72時間以内に着手したことを記録しないまま、割増した単価により工事請負費を支払っている。</p> <p>部は、緊急施工したことが確認できるよう事務処理手順及び様式を改められたい。</p>	<p>業務履歴検索システムの維持補修工事台帳に着手確認月日を入力することとした。また、現在、改訂中の管路施設維持管理マニュアルに入力方法を記載することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	他企業による路面復旧工事の負担金を適正な方法で支払うべきもの	<p>下水道工事と同時に他企業が道路占用工事を行い、路面復旧を行った場合、下水道工事にかかる路面復旧負担金は、所が当該他企業から負担金の請求を受け、請求額が適正であることを確認して、直接他企業に支払うものとされている。</p> <p>しかし、中部下水道事務所において、他企業の道路占用工事等を請け負った業者から路面復旧費負担金の請求を受けた下水道の単価契約工事の請負者に対して、当該負担金相当分を単価契約工事として支払っている事例が見られた。その結果、所は、本来必要のない1件あたり2万円の共通仮設費を過剰に支出している。</p> <p>所は、他企業の道路復旧工事に伴う負担金を適正な方法で支払われたい。</p> <p>部は、他企業の道路復旧工事に伴う負担金の支払方法が適切なものとなるよう所を指導されたい。</p>	<p>他企業との競合工事に伴う路面復旧費の負担方法について、当局、当該他企業及び当該他企業の施工会社との間で平成21年7月15日に協定を締結した。</p> <p>これにより、施工会社は路面復旧に要した費用を当局と当該他企業に対して請求を行う。</p> <p>当局はその内容が適正であることを確認したうえで施工会社に支払うこととした。</p>
下水道局	営業損失補償金の算定を適切に行うべきもの	<p>北部第一下水道事務所は、台東区浅草二丁目、西浅草三丁目付近再構築工事施行に伴い、立坑発進の作業基地等として使用するため、台東区西浅草三丁目のF所有の駐車場を122.71㎡借りており、所は、これに伴い営業損失補償金として2,155万904円(賃借期間：平成19.3.1～平成20.11.13)を支出している。</p> <p>しかし、この営業損失補償金(月額105万5,000円)の算定にあたって、所は、Fから提出された営業申告書に記載された収益(平成19年1月の収益171万円)から別途土地所有者に支払うべき土地使用料(月額64万5,000円)を差し引いて算定したとしているが、収益として記載された金額(171万円)の根拠資料が添付されていない、当該算定式によって計算しても1万円の食い違いが生じるなど、不適切な算定となっている。</p>	<p>今後、営業損失に伴う補償にあたっては、収益として申告された金額の根拠資料として営業実績が客観的に確認可能なデータを提出させるなど、適切な営業損失額の算定を行うことを関係部所に周知させた。</p>
教育庁	授業料の減免を適正に行うべきもの	<p>松原高等学校では、平成20年12月17日に受け付けた授業料減免申請について、平成20年3月の住民票記載事項証明書と平成19年度特別区民税・都民税課税証明書を用いて、世帯認定・収入認定している。収入認定は、本来、申請日直近の世帯構成員にかかる平成19年の収入に基づき収入認定額を算出すべきであり、これらの証明書類による収入認定では、申請日の9か月前の世帯構成員にかかる平成18年の収入に基づき収入認定額を算出していることとなり、適正でない。</p>	<p>平成21年6月25日に松原高等学校に対し、授業料減免事務要綱、授業料減免事務の手引きにのっとり、申請時点で最新の証拠書類により減免審査を行うよう指導を行った。学校は以降、適正に審査を行っている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校教育の支援の観点から効果的な選書を行うよう、学校を指導すべきもの	<p>図書館は、学校教育の支援を目的の一つとしており、支援を効果的に行うには、学校が、教育方針に沿った選書基準等を定め、図書を選定し、購入することで、適切な蔵書を持つことが必要である。</p> <p>ところで、学校では、今後も納品される見込みのない図書について、同様の情報を持つ図書を購入するなど未納本対策を行っている事例が認められないなど、教育方針に沿った適切な選書基準等を定めないまま、必要のない図書を選定している。</p>	<p>指導部は、平成21年9月9日に、全都立学校に対して、学校図書館運営計画における資料選定方針(選書基準)を定めるよう通知した。</p>
教育庁	リースにかかる保守料を適切に積算すべきもの	<p>東部学校経営支援センターでは、長期継続契約により商業教育用ネットワークサーバなどの借入を行っている。</p> <p>本来、平成20年度の保守料率は、年間7%であるが、都立学校教育部がこれを適切に指導しなかったため、センターは誤って8%として積算している。</p> <p>この結果、1,679万255円の過大積算となっている。</p>	<p>連絡漏れ等によるミスの発生を防ぐため、平成21年度から、説明会の開催等による一元的伝達とした。</p> <p>今後、部及びセンターは、関係部署から提供されたリースに係る保守料率等を十分に確認した上で、適切に積算していく。</p>
教育庁	委託先を適切に定めるべきもの	<p>都立学校教育部は、天窓緊急調査を「平成20年度都立学校施設維持管理業務委託」の契約内容を変更し、東京都住宅供給公社に行わせており、その理由として、維持管理事務委託の特殊建築物調査に天窓の目視点検が含まれていることをあげている。</p> <p>しかし、</p> <p>特殊建築物調査と、天窓緊急点検は実施時期が異なること、</p> <p>天窓緊急点検は天窓の現状について、天窓の材質、固定方法、劣化の有無と度合い、落下防止対策の有無を竣工図及び現物の確認により行うもので、技師及び技術員の2名で1校あたり1日を要するとして積算しているなど、特殊建築物と同時に調査を行うことができないと予めわかっていること、</p> <p>などから、別個に競争入札に付さず、維持管理事務委託として公社に行わせたことは適切でない。</p>	<p>競争性や公平性を確保するため、事業者の選定など適正な契約事務手続の確保について、周知徹底を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	使用電力量にあわせて電力供給契約を締結すべきもの	<p>教職員研修センターは、平成18年9月より契約電力を520kWとして電力供給契約を締結しているが、直近3か年の月別の最大需要電力を見ると、最も多い8月でも500kWを下回っている。</p> <p>ところで、電力会社は、契約電力が500kW未満の場合、直近1年間のなかで最も需要が大きい月の電力を基本料金とするから、研修所においても、平成19年9月から500kW未満で契約すれば、113万余円（試算）の電気料金を節減できる。</p>	<p>契約電力について、東京電力株式会社に対して手続きを行い、平成21年6月28日に契約を変更した。</p>
人事委員会事務局	受験票等の印刷を競争契約とすべきもの	<p>試験室は、各種選考試験等の実施に係る一連の電算処理業務の委託について、Gと特命随意契約（単価契約）を締結している。</p> <p>ところで、選考試験等に係る電算処理委託の契約内容について見たところ、電算処理業務のほかに、受験票や合格通知書等の印刷業務も併せて特命契約としていることが認められた。</p> <p>しかし、印刷業者であれば作成可能な仕様に基づく受験票等の印刷について、Gを相手方として特命契約を行うことは適正でない。</p>	<p>平成21年4月以降に契約を締結した電算処理委託については、受験票等の印刷を、委託契約から分離し、特命随意契約によらず、競争見積による随意契約に改めた。</p>

〔平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	物品について	物品4点（エアコンディショナー4点）が過大に登載されている。	物品4点について、平成21年6月24日に物品管理システムから削除した。 また、平成21年9月2日付け事務連絡により、局工事担当部署に対し、物品登録依頼の手順について周知徹底した。
生活文化スポーツ局	公有財産について <土地>	土地307.6㎡（江戸東京博物館敷地の一部）が過大に登載されている。	平成21年7月9日に財産情報システムにより分割減の修正入力を完了した。
環境局	債権について	貸付金1,112万117円（保存樹林地等公有化資金貸付金）が計上漏れとなっている。	平成21年10月23日に公有財産増減異動通知書（債権・基金用）により会計管理局長に通知した。
産業労働局	会計処理について <中小企業設備導入等資金会計>	（款）事業収入（項）貸付金元利収入（目）高度化資金の調定額及び収入未済額が31万7,836円過大に計上されている。	平成21年8月11日に更正処理をした。
産業労働局	債権について	債権1,319万7,100円（建物賃貸借契約に基づく敷金）が計上漏れとなっている。	平成21年10月30日付けで公有財産増減異動通知書（債権・基金用）により会計管理局長に通知した。
教育庁	物品について	物品2点（エアコン室外機2点）が過大に登載されている。	物品2点について、平成21年9月9日に物品管理システムから削除した。

〔平成20年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	経費の配分及び会計処理を適正に行うべきもの	<p>局は、地下鉄駅構内等警備業務委託（契約金額：7,497万円）を契約している。</p> <p>ところで、この契約は、Hと都電荒川線、日暮里・舎人ライナー及び都営地下鉄4線の警備を委託するものであるが、経費の会計処理について見たところ、高速電車事業会計の損益計算書に全額計上していることが認められた。</p> <p>しかし、都電荒川線及び日暮里・舎人ライナーについては、交通事業会計で支出すべきであり、警備業務委託に係る経費を高速電車事業会計のみが負担していることは適正でない。</p>	<p>平成21年7月1日付けで過年度損益修正処理を行い、高速電車事業会計から交通事業会計へ経費を計上した。</p>

〔平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）〕

（1）庁舎の安全対策について

事 項	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの
監査結果の要約	<p>各事業所においては、事業所防災計画に基づき、地震による災害を防止し、職員その他の生命及び身体の安全並びに都の所有に属する財産及び物品の保全を図ることとしている。</p> <p>ところで、各庁舎内に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、表3のとおり、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置を十分に講じていない事業所が多数認められた。</p> <p>各局は、早急に各庁舎の状況を点検のうえ、有効な固定・補強を行うなど、地震が発生した場合の庁舎内における什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を検討された。</p>

（表3）什器・備品類の転倒・落下防止措置が不十分な事業所及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
環境局	廃棄物埋立管理事務所 多摩環境事務所（立川合同庁舎）	ロッカー、冷蔵庫等転倒の恐れがあるものについて、耐震用具により補強を行った。
福祉保健局	東村山老人ホーム	転倒・落下等の防止策がなされていない箇所の点検を行い、転倒防止器具を速やかに購入し、平成21年1月までに取付けを完了した。
	東村山ナーシングホーム	平成21年2月に、転倒防止策がとられていない箇所を確認し、職員により転倒防止器具の取付けを行った。
	府中療育センター	センター内における什器・備品類への転倒防止策について必要箇所を把握し、現状に問題のあるものについては転倒防止策を施した。
	北療育センター城南分園	転倒・落下等の防止策がなされていない箇所の点検を行い、直ちに市販の器具による固定を行った。
	児童会館	平成20年11月の第三回安全衛生委員会において、転落・落下等の防止の措置について、検討を行い、その後、各ひろば等で転落防止対策がなされていない箇所の確認を行い、転倒・落下防止措置を行った。
	北多摩看護専門学校	平成20年11月の校長会において、各都立看護専門学校に対し、状況の点検及び措置に必要な経費の報告を依頼し、その報告結果をもとに、什器・備品類の転倒・落下防止策を講じた。

事 項	消防計画等について適正に管理すべきもの
監査結果の 要約	<p>消防法では、防火対象物の防火管理者は、消防計画を作成し、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとし、内容を変更したときも同様とされている。消防計画については、届出後これを紛失した場合には、その時点で失効することとなり、新たに作成を要することとなる。</p> <p>また、火災予防条例では、防火対象物の使用を開始する日の7日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとしている。</p> <p>各庁舎における消防計画等について見たところ、表4のとおり、不適正な事例が認められた。</p> <p>各局は、消防計画等について適正に管理されたい。</p>

(表4) 消防計画等について適正に管理されていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
建設局	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎全体及びそれぞれの事務所の消防計画の所在が不明となっている。 合同庁舎の統括防火管理者及び江東治水事務所の防火管理者の変更届を提出していない。 	<p>第五建設事務所は、平成21年4月10日に消防計画作成(変更)届出書及び共同防火管理協議事項作成(変更)届出書を所轄消防署へ提出した。統括防火管理者については、所轄消防署と打合せの上、共同防火管理協議事項作成(変更)届出書により届出を行った。</p> <p>江東治水事務所の防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書については、平成21年6月12日に作成のうえ、所轄消防署に届出て受理された。同時に、合同庁舎統括防火管理者である第五建設事務所副所長あて届出内容を報告済みである。</p>
港湾局	港南庁舎	複数局の合同庁舎となっているが、組織改正に伴う、消防計画の変更届を提出していない。	東京港建設事務所では、平成21年3月24日に消防計画変更届出書及び共同防火管理協議事項変更届出書を東京消防庁高輪消防署長あてに届出を行い、受理された。
	調布飛行場管理事務所	平成18年に国から譲り受けた管理事務所について、防火対象物の使用開始届を提出していない。	調布飛行場管理事務所では、平成20年12月に防火対象物使用開始届出書を東京消防庁調布消防署長あて提出した。

事 項	避難通路及び避難口を適切に確保すべきもの
監査結果の 要約	火災等の災害発生時の安全で円滑な避難のためには、障害物のない避難通路・避難口の確保が不可欠である。 各庁舎における、避難通路等の状況について見たところ、表5のとおり、不適切な状況が多数認められた。 各局は、避難通路及び避難口を適切に確保されたい。

(表5) 避難通路及び避難口が適切に確保されていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
福祉保 健局	東村山老人ホーム	桜棟各階両端の2か所の避難口及び非常進入口の前が喫煙場所になっているが、空気清浄機、ソファなどが設置され、避難等の際の障害となっている。	平成21年3月、避難口と非常進入口の障害となっていた既存喫煙場所のソファを撤去し、避難通路等を確保した。
	東村山ナーシングホーム	避難階段への入口にプランターが置かれており、防火扉の障害にもなっている。	防火扉の開閉を妨げない位置にプランターを移動した。
	北療育医療センター城南分園	避難口手前の通路にベビーベッドが置かれており、車椅子の通行に必要な幅員が確保されていない。	平成21年2月27日に、ベビーベッドを必要な幅員を確保できるものに交換した。
水道局	本郷庁舎	水道歴史館は、防犯上の理由で避難扉を施錠しており、非常時に避難できない。	工事担当部署と現地状況の確認を行い、1階から3階の展示室内側から水運用センターへの連絡口及び非常口の表示のある扉の鍵について、非常錠に交換することにより、災害発生時の避難経路及び避難口を確保する対応を行った。
	和泉庁舎	3階の通路において壁際に洗面台を設置した場所の幅員は、法定の幅員を確保していない。	平成21年6月の庁舎改修時に洗面台の撤去を終了し、避難通路の幅員を確保した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	訓練生用の非常用食料等の備蓄を行うことを検討すべきもの	<p>東京都地域防災計画では、事業者に対し、自助の考え方に基づき、組織は組織で対応することを徹底するとともに、一斉帰宅行動を抑止し、従業員や生徒を一時的に事業所または学校に待機させるために必要な飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等の帰宅困難者対策の体制整備に努めることを求めている。</p> <p>ところで、局では、所管する職業能力開発センター各校に、多数の訓練生が属しているが、訓練生の非常用食料等の備蓄について事業所防災計画等に明記していないため、備蓄を行っていない状況が認められた。</p> <p>しかし、訓練生は、授業料を納入し、一定期間センターに在籍している点等において実質的に生徒・学生と同様であることから、センターは、訓練生の非常用食料等の備蓄を事業所防災計画等で定める必要がある。</p>	<p>訓練生の非常用食料等について、平成21年9月の訓練生用備蓄食料担当者検討会にて検討した結果、災害時に備え非常用物品を確保するよう各校災害対策マニュアル等へ明記することとした。</p> <p>非常用食料等については、平成22年度予算要求を行った。</p>

(2) 庁舎の環境対策について

事項	廃棄物処理を適正に行うべきもの
監査結果の要約	<p>事業活動に伴って発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）により、事業者が自らの責任において適正に処理すること、運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、廃棄物処理の受託者は、その処理を他人に再委託してはならないこと、と規定されている。</p> <p>各局における廃棄物処理について見たところ、表6のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>各局は、廃棄物処理を適正に行われたい。</p>

(表6) 廃棄物処理が適正に行われていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
福祉保健局	北療育医療センター城南分園	<p>廃棄文書の処理について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物を産業廃棄物処理業者に委託している。 受託業者は第三者に再委託している。 	平成21年3月9日に締結した文書廃棄の契約については、収集から処理まで一貫して処理ができる一般廃棄物処理業者から受託者を選定し委託した。
下水道局	有明水再生センター	<p>庁舎が江東区の施設との合築で、共有部分の管理は共同で建物管理業者に委託している。</p> <p>廃棄物保管場所は共有部分となっており、管理業者に管理させていることから、廃棄物処理にかかる契約が管理業者と廃棄物処理業者との間で締結されており、センターと廃棄物処理業者との間で契約を締結していない。</p>	一般廃棄物、産業廃棄物の運搬及び処分について、平成21年度からは廃掃法に基づき、下水道局が排出事業者として運搬及び処分業者と契約を締結した。

事 項	P C B 廃棄物を適切に保管すべきもの
監査結果の 要約	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを、特別管理産業廃棄物として、厳重に保管し、適正に処理するよう規定している。</p> <p>ところで、すでに使用を終了した高圧コンデンサー、トランス等の重電機器で P C B を含有しているもの（以下「P C B 廃棄物」という。）及び現在使用中もしくは使用を終え保管中の重電機器のうち、P C B を含有しているものについては、法に基づいて適正に保管及び処分をしなければならないが、各庁舎における P C B 廃棄物の保管状況及び重電機器の状況について見たところ、表 7 及び表 8 のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>各局は、P C B 廃棄物を適切に保管されたい。</p>

（表 7）P C B 廃棄物の不適切な保管状況及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
福祉保健局	東村山老人ホーム	P C B 廃棄物保管場所の表示がない。 飛散・流出防止措置をしていない。	平成 2 1 年 2 月、トレイを購入し、変圧器の飛散・流出防止措置を行った。 その後、平成 2 1 年 7 月 2 7 日に保管場所を旧リサイクル作業所隣接建物内に移したことに伴い、保管場所表示及び飛散・流出防止措置を再度、適切に実施した。
	府中療育センター	転倒防止措置をしていない。	保管 P C B の転倒防止については、転倒防止策を講じた。なお、平成 2 1 年 1 月に局契約に基づき、コンデンサー 2 基を廃棄処理済みである。
	児童会館	P C B 廃棄物保管場所の表示がない。	P C B 廃棄物保管場所の表示を行った。
病院経営本部	松沢病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。	平成 2 1 年 3 月 1 3 日に既に病院が保有している保管専用容器に移設し、改善を図った。
	墨東病院	P C B 廃棄物保管場所の表示がない。	表示板を掲出した。
	大塚病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。	新たに保管専用容器を購入し、平成 2 1 年 8 月 5 日にその中に移設し、改善を図った。
港湾局	東京港管理事務所	特別管理産業廃棄物管理責任者の変更届を提出していない。	特別管理産業廃棄物責任者の資格を取得するために、平成 2 1 年 2 月に財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施の講習会を受講し、同年 3 月 9 日付けで環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長に対し、特別管理産業廃棄物責任者の変更届出書を提出した。

（表 8）重電機器の P C B 含有の確認をしていない事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
病院経営本部	大塚病院	コンデンサー 3 台	製造会社に照会し、P C B が含まれていないことを確認した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	廃棄物の減量に適切に取り組むべきもの	<p>第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎における廃棄物減量に対する取組について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。</p> <p>廃棄物集積場所に排出されたごみを見たところ、リサイクル可能な紙類が可燃ごみとして、また、リサイクルすべきペットボトルが不燃ごみとして大量に排出されている。</p> <p>廃棄物処理委託契約の仕様書では、受託者がペットボトルを手作業で分別し、再資源化するとしているが、再資源化施設に搬入したことを示す伝票類がなく、確認できない。</p> <p>区の条例に基づき、廃棄物の減量等に関する計画書を区に提出しているが、提出された計画書を見ると、平成18年度と平成19年度の排出実績量が廃棄物の種別ごとに全て一致しており、所は、廃棄物の排出量を把握していないことが認められた。このため、平成20年度の排出見込量も、平成19年度の実績量と同一となっており、適切な減量計画となっていない。</p>	<p>平成21年度契約の中で、契約内訳を廃棄物の種別毎に細かく分け、廃棄物の排出分量を把握できるようにし、廃棄物の排出量の削減に努めた。</p> <p>リサイクル処理については、確認できるよう、リサイクル伝票の提出について仕様書に記載した。</p> <p>また、各階の廃棄物置き場の排出物の出し方を細分化し、ごみ減量に対する職員の意識を高めることで更なる削減を図り、減量計画に反映させ、区へ提出した。</p>
病院経営本部	パソコンの再資源化に適切に取り組むべきもの	<p>パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律で、製造業者等に回収と再資源化が義務付けられていることから、各メーカーがリサイクルシステムを構築し、再資源化に取り組んでいる。</p> <p>ところで、パソコンの処理状況を見たところ、産業廃棄物として廃棄処分していることが認められた。</p> <p>東京都環境基本条例では、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならないとしており、パソコンを再資源化せず、廃棄処分していることは適切でない。</p>	<p>本部は、各都立病院における使用済みパソコンの適正処理について、平成21年7月の家政担当係長会において、東京都庁舎省エネ・リサイクル会議「使用済みパソコンのリサイクルの推進について」に基づき、適切に処理するよう周知徹底を図った。</p>
建設局	パソコンの再資源化に適切に取り組むべきもの	<p>パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律で、製造業者等に回収と再資源化が義務付けられていることから、各メーカーがリサイクルシステムを構築し、再資源化に取り組んでいる。</p> <p>ところで、パソコンの処理状況を見たところ、産業廃棄物として廃棄処分していることが認められた。</p> <p>東京都環境基本条例では、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならないとしており、パソコンを再資源化せず、廃棄処分していることは適切でない。</p>	<p>第一建設事務所は、今後、不用品となったパソコンについては、資源の再資源化に努めるよう平成21年4月の課長会議で関係職員に周知した。</p> <p>北多摩南部建設事務所は、廃棄予定のパソコン6台について、再資源化処分を行うための契約を平成21年10月30日に締結した。</p>

(3) 庁舎の適正・効率的な管理について

事 項	財産の使用許可を適切に行うべきもの
監査結果の 要約	<p>地方自治法等では、財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとしているが、各庁舎の財産の使用許可に関する状況を確認したところ、表9のとおり、許可手続きが行われていないなどの不適切な事例や、飲料水の空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例が認められた。</p> <p>局は、財産の使用許可を適切に行われたい。</p>

(表9) 使用許可が不適切な事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
福祉保健局	児童会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売店脇のテラスのロッカー等が使用許可の範囲から逸脱している。 ・ 空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない。 	平成21年度の行政財産使用許可より、売店脇テラスのロッカー等、空き缶等を回収するための容器をそれぞれ許可面積に含めて使用許可をした。
	東村山ナーシングホーム	空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない。	<p>本件の自動販売機について、改めてその利用状況を確認したところ、飲料水を購入するのは、主に介護棟利用者及びその家族並びに介護棟に勤務する職員であり、また、飲用される場所は、自販機から離れた介護棟の居室、デイルーム、勤務室等であることから、自販機脇への回収箱設置の必要性は乏しかった。</p> <p>このため、使用者が設置した容器を撤去させ、使用許可面積については、自販機本体のみの占有面積とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局	本庁舎の適正な庁舎管理に努めるべきもの	<p>都庁本庁舎及び都議会議事堂のうち都議会の用に供する部分を除く部分については、総務局が庁内管理者として、庁内における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を所管し、財務局が財産の管理者として、施設及び設備機器の維持管理、行政財産の使用許可を所管している。</p> <p>ところで、本庁舎の利用状況について見たところ、行政財産の使用許可範囲を逸脱して、共用部分である通路に看板等が設置されているなど、不適正な事例が多数認められた。さらに、商品ワゴンやパンフレット台が防火扉の閉鎖障害となるなど、防災上不適切な事例が認められた。</p> <p>総務局及び財務局は、十分協議のうえ、連携して、本庁舎の適正な庁舎管理に努められたい。</p>	<p>防火扉の閉鎖障害、非常口の障害、及び通路幅が確保されていないものについて、平成20年12月4日、財務局とともに使用者に対し是正指導し、該当箇所を改善した。</p>
財務局	本庁舎の適正な庁舎管理に努めるべきもの	<p>ところで、行政財産の使用許可範囲を逸脱して、共用部分である通路に看板等が設置されているなど、不適正な事例が多数認められた。さらに、商品ワゴンやパンフレット台が防火扉の閉鎖障害となるなど、防災上不適切な事例が認められた。</p> <p>総務局及び財務局は、十分協議のうえ、連携して、本庁舎の適正な庁舎管理に努められたい。</p>	<p>緊急時の避難の妨げになるなどの防災上不適切な場所については、使用者と協議し通路幅を確保するなどの改善措置を講じた。</p> <p>その他の場所においては、職員及び来庁者の利便性確保上で必要な看板、パンフレット台等の設置場所及び設置方法等について適正化を図るため、当該使用者である財団法人東京都福利厚生事業団と共にガイドラインを作成した。</p>

〔平成20年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	緊急放送設備の設計変更を適正に行うべきもの	<p>都立広尾病院職務住宅緊急放送設備設置工事におけるスピーカーの数量について見ると、特記仕様書では181個と記載し、その数量で積算しているが、契約後、現場調査を行った結果、スピーカー数量を63個に変更し、また、布設経路の変更に伴い配線数量を追加して施工を行っている。</p> <p>しかし、主要機材であるスピーカー等の大幅な数量変更を行う場合は、設計変更を行うことが適正であり、局施行規程等に従い速やかに設計変更手続きをすべきところ、これを行っていないまま施工していることは適正でない。</p>	<p>「工事請負契約設計変更ガイドライン」（財務局作成）を基本とした上で、施工協議書の書き方などを説明した「工事設計変更マニュアル」を作成し、平成21年7月の施設担当係長会で各病院に対し周知した。</p> <p>施工にあたり、発注図書と変更がある場合は必ず記録に残し、上記ガイドライン等に基づいて担当者のほか、所管の課長及び係長がチェックすること、本部のチェックを受けることを指示し、再発防止を図る。</p>

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
教育庁 (財団法人 東京都スポ ーツ文化事 業団)	埋蔵文化 財事業に係 る退職給付 引当を適切 に行うべき もの	<p>事業団は、埋蔵文化財事業に従事する職員のうち、事業団固有職員について退職給付引当金を積み立てているが、この退職給付引当金について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>事業団は、財務諸表に対する注記として、「引当金の計上基準について、退職給付引当金は、事業団職員退職金規程に基づき必要額を計上している。」と記載しているが、計上内容を確認したところ、「期末の普通退職による退職金の額 + 職員数の20%の勸奨退職による割増分の退職金」を計上しており、注記と異なる計上方法となっている。</p> <p>勸奨退職による割増分の計上について、勸奨退職者数を20%と設定して、対象者を毎年変えるなどの方法により算出しているが、算出方法として適切でない。</p>	<p>引当金の計上基準の注記については、監査法人と協議の結果、勸奨退職を規定している職員就業規則を根拠として加えて、「退職給付引当金は、職員就業規則並びに職員退職金規程に基づき必要額を計上している。」とした。</p> <p>勸奨退職による割増分については、これまでの方法を改め、勸奨退職対象者全員を母数とし、その割増分の合計額の20%として計上することとした。</p>
教育庁 (財団法人 東京都スポ ーツ文化事 業団)	埋蔵文化 財事業に係 る運営費補 助金の執行 を適正に行 うべきもの	<p>庁は、埋蔵文化財事業に係る運営費補助金を事業団に交付しているが、当該補助金の実績報告書について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>事業団は、4人の退職給付引当金を補助対象経費として執行しているが、このうち2人については、指定管理業務等に従事し、指定管理料で給与等を支出している者であることから、その者の退職給付引当金は、補助対象経費としては認められない。</p> <p>事業団は、広報普及費として、文化財講演会の謝金を平成18年度9万3,000円、平成19年度7万3,500円執行しているが、文化財講演会は指定管理業務であることから、補助対象経費としては認められない。</p> <p>事業団は、埋蔵文化財事業に係る運営費補助金の執行を適正に行われたい。</p> <p>庁は、実績報告書の調査を適切に行い、補助金の額の確定を適正に行われたい。</p>	<p>庁は、事業団に対して、指定管理業務等に従事し、指定管理料で給与等を支出している2人分の退職給付引当金を補助対象経費としないよう指導し、平成21年度事業計画等により、補助対象になっていないことを確認した。</p> <p>庁は、事業団に対して、指定管理業務に該当する文化財講演会等謝金を補助対象経費としないよう経理区分を適正に行い、併せて運営費補助金の収支内訳を提出するよう指導した。また、平成20年度実績報告書等を調査した結果、謝金等の経理区分が適正であることを確認した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (財団法人 東京都新都 市建設公社)	一層の未 収金回収に 努めるべき もの	<p>平成19年度末現在の公社の長期未収金について見たところ、一時居住用仮住宅賃借料が、平成14年度から継続して未納となっている事例が認められた。</p> <p>これは、公社が受託している日野市の土地区画整理事業において、公社が用意した一時仮住居に入居した権利者が仮住居賃借に係る家賃をほとんど支払うことなく入退去し、36万4,967円が未収となっているものである。</p> <p>しかし、公社は、滞納等の債務状況の確認や弁護士との折衝、賃貸借契約の保証人への折衝など未収金回収に必要なことを行っていないことは適切でない。</p>	<p>債務者とは、引き続き折衝を繰り返しており、少額ではあるが定期的な返済が行われている。</p> <p>未収金の回収について相当の期間を要することに現時点で変わりはないが、引き続き定期的かつ確実な回収に努める。</p>
都市整備局	単身死亡 について使 用権消滅認 定を行うよ う手続を改 めるべきも の	<p>都営住宅の単身居住者が死亡した場合、局は要領に基づき、原則として親族による代理返還届の提出に基づいて住宅使用の終了を決定しており、親族の協力が得られないなど代理返還届の提出がないと判断した場合に、使用権消滅認定を行っている。</p> <p>また、局は、使用料を、返還届が提出された場合には返還届の提出日まで、使用権消滅認定による場合には使用者の死亡日翌日まで、それぞれ徴収することとしている。</p> <p>この結果、返還届を提出していないIよりも、局の指導に応じて返還届を提出したJの方が、使用料を多く徴収されることとなり、公平でない。</p>	平成21年3月31日付けで「単身死亡事務取扱要領」を改正し、使用権消滅認定日を一律に「使用者の死亡日」に改めるとともに、使用料徴収の基準日も同様の取扱いとした。(同年4月1日施行)

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	無断退去について住宅使用許可の取消を行うよう手続を改めるべきもの	<p>都営住宅使用者が無断退去し、本人が返還届を提出しない場合、局は、要領に基づき、原則として親族等に代理返還届を提出するよう指導し、代理返還届が提出されないとき、立入調査及び鍵交換の上、使用許可を取消している。</p> <p>また、局は、使用料を、返還届が提出された場合には返還届提出日の14日後まで、使用許可の取消による場合には、住民登録等により判明した退去日、もしくは、退去日が判明しなければ鍵の交換日まで、それぞれ使用料を徴収している。</p> <p>このため、返還届を提出しない場合よりも局の指導に応じて返還届を提出する場合の方が多額の使用料を徴収されることとなり、公平でなく、また、使用者が返還届を提出しない場合、局は、住民票の異動の有無及び本人との連絡の可否等により使用料の徴収期間を定めているが、それにより使用料の額が変わることは合理的でない。</p> <p>局は、本人が返還届を提出しない場合には、速やかに立入調査及び鍵交換を行い、使用許可の取消を行うよう事務処理手順を改めるとともに、使用料徴収の基準日を一律に鍵交換日までとされたい。</p>	平成21年3月31日付けで「無断退去認定事務取扱要領」を改正し、使用者が無断退去した場合の使用許可取消日を一律に「立入調査日(鍵交換日)」に改めるとともに、使用料徴収の基準日も同様の取扱いとした。(同年4月1日施行)
都市整備局	公社が効果的かつ円滑な滞納整理事務を行うよう委託内容を改めるべきもの	<p>東京都住宅供給公社は、都営住宅の指定管理者として、住宅使用料の収納及び滞納整理事務を実施しているが、局が定めている要綱によると、法的措置対象者についてのみ催告内容を滞納整理指導票に記録することとし、その他の滞納整理事務の対象者に係る催告内容の記録については定めていない。</p> <p>一方、公社は、公社収納整理事務ガイドブックにより、滞納整理の状況を催告台帳に記録し、これを活用して滞納整理を行っている。</p> <p>公社が適時に的確な滞納整理を行うための方策を持っているにもかかわらず、局は公社に行わせていないこととなり、適切でない。</p> <p>局は、要綱等を見直し、滞納整理の対象となる滞納者全員について、滞納整理事務の内容を適切に記録し、これを活用して効果的かつ円滑な滞納整理事務を行うよう、公社に対する委託内容を改められたい。</p>	<p>2か月以上の滞納者について、納付指導の記録方法を電子データに統一するとともに、記録内容を「公社収納整理事務ガイドブック」に定める滞納指導事務と同様のものとする旨、平成21年度指定管理業務仕様書に明記した。</p> <p>また、公社の「都営住宅居住者に係る滞納家賃の納付指導等事務処理要領」を改正した。(平成21年4月1日施行)</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局	境界確認と越境の是正を適切に行うべきもの	<p>局は、保有する土地に他者が越境している場合、関係者と折衝するなどして越境を是正することとしているが、平成19年度における適正化の状況について見たところ、年度当初において適正化が済んでいない649件のうち、年度内に適正化を行った件数は34件にとどまっており、適正化が速やかに行われているとは言えない状況にある。</p> <p>局は、指定管理業務の一環として、東京都住宅供給公社の巡回管理人に巡回の際に境界を確認させているが、巡回管理人が越境物件を発見した場合の処理方法について定めていないため、速やかに是正を行えておらず、適切でない。</p>	<p>「巡回管理人による団地管理業務実施基準」(平成21年5月14日策定、同年6月1日施行)及び「団地共用部及び未利用地不適正確認・指導業務処理要領(巡回管理人)」(平成21年4月作成)等により、巡回管理人が越境を発見した場合の事務処理手順を定めた。</p>
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	駐車場料金の設定手続きを適切に行うべきもの	<p>公社は、都営住宅の駐車場の管理を指定管理者として行っており、駐車場料金は、都の定めた都営住宅等駐車場利用料金設定基準に基づき、公社の都営住宅等駐車場利用料金設定事務取扱いマニュアルにより算定し、都の承認を得て設定している。</p> <p>ところで、駐車場料金の設定について見たところ、本来、基準及びマニュアルに基づき、5か所以上の近傍駐車場を調査して、その平均を標準的な料金として算出すべきところ、合理的な理由なく5か所を選定し、算定している。</p> <p>任意に選定した駐車場の料金に基づいて算定することで、標準的な料金の額を恣意的に算定できることとなり、適正ではない。</p>	<p>平成21年10月1日付けで「都営住宅等駐車場の駐車料金設定の基本的考え方」を改正し、この中で調査する民間駐車場は、原則立地等地域の偏りがないよう当該都営住宅に近接した民間駐車場5か所を選定することとした。</p>
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	都営住宅管理業務委託に係る委託料を適切に請求すべきもの	<p>局は、都営住宅等の営繕業務及び募集業務を公社に委託している。委託料の支払は、原則として、公社における各月の資金需要に応じて概算払いにより行っているが、年度末については、3月分として121億1,194万5,650円を支払い、公社は平成20年3月13日に収入している。</p> <p>そこで、3月以降の公社の受託業務未払金勘定について見たところ、6月中旬以降に27億8,017万3,223円を支払っており、3か月間、公社が預金として保有していたこととなる。</p> <p>公社は、この27億円を運用して、都に運用の果実を納めるべきであり、政府短期証券(年利0.5%程度)により3か月運用するとして試算すると、利息は約337万円となるが、公社はこれをしておらず、適切でない。</p>	<p>平成20年度から、支払見込を十分精査した上で3月に請求を行い、翌年度4月以降に支払額確定後の不足額を請求した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	連帯保証人の確保に努めるべきもの	<p>公社は、公社住宅の入居に当たり、入居者に連帯保証人を指定させるか、他事業者が提供する保証制度を利用させている。</p> <p>ところで、公社住宅の家賃の滞納状況について見たところ、平成19年度末において、滞納額約11億円、滞納率1.86%となっている。滞納家賃の徴収に当たり、公社は、2か月以上家賃を滞納している公社住宅居住者の連帯保証人に対し、告知書等を送付しているが、公社が平成20年8月に保証人に発送した告知書等301件のうちの32件が宛先不明で返戻されている。</p> <p>連帯保証人は滞納家賃の回収に大きな役割を果たすものであるから、公社が連帯保証人の現状を把握できなくなることは適切でない。</p>	<p>平成21年3月号の「都公社だより」に掲載したところ、窓口センターでの「連帯保証人変更願」の受付件数は、平成21年1・2月が60件程度だったのに対し、3月は115件、4月は151件と増加している。「都公社だより」への掲載によって、受付件数が増えたと考えられることから、引き続き定期的(年1回3月)な掲載を実施していく。</p>
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	資金の最低必要残額を定め、余剰資金を計画的に運用すべきもの	<p>公社では、住民の住宅使用料入金等に係る利便性向上や住宅金融支援機構への支出等支払事務の簡素化を目的として、普通預金口座(無利子)を40口座開設しているが、この口座の平成19年度における資金状況を見たところ、常時14億円以上の余剰資金があることが認められた。</p> <p>本来、口座ごとに最低必要な金額を定め、余剰資金を可能な限り運用すべきであり、余剰資金を有効に活用していないことは適切でない。</p>	<p>借入金返済等に利用している無利子の普通預金口座は35口座に統合済みであり、最低必要金額を定めていなかった22口座については、余剰資金を計画的に運用するため、平成21年8月27日、必要最低残高を定めた。</p>
環境局 (財団法人東京都環境整備公社)	未収金管理を適切に行うべきもの	<p>公社では、未収金の管理について、入金予定日より入金が遅延した場合には、債権回収にかかる処理手順を定めた債権回収基準に従って管理しているとしている。</p> <p>ところで、平成19年度末における過年度未収金の債権管理状況を見たところ、催告に関する記録がないため催告経過が確認できないもの、催告しているものの、その後の支払いはなく徴収努力が必要なもの、重複請求となっていながら調査・更正処理が行われていないものなど管理が適切に行われていないものが認められた。</p>	<p>未収金と督促状況等が分かる一覧表を作成し、債権管理を適切に行うことにより、徴収事務の適正化を図った。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	固定資産 の管理を適 切に行うべ きもの	<p>公社の財務規程では、固定資産には1整理単位ごとに固定資産番号を付さなければならないこと、帳簿を備え固定資産の増減及び原状を明らかにしておかなければならないことなどを規定している。</p> <p>ところで、固定資産の管理状況について見たところ、貸借対照表及び固定資産台帳の固定資産区分が一致していないこと及び火災に伴う固定資産の圧縮が固定資産台帳に反映されていないことなど、貸借対照表の固定資産額と固定資産台帳の帳簿価格とが一致していないことが認められた。</p>	<p>1単位毎に入力した「固定資産台帳兼減価償却明細書」を作成するとともに、固定資産へ台帳番号等を記載したシールの貼り付けを行い、管理を徹底した。</p>
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	各会計で 負担すべき 管理費の計 上方法を改 めるべきも の	<p>公社では、本社総務部の人件費及び福利厚生費等を各会計で負担するため、各会計の経常経費に管理費を計上しているが、当該管理費について見たところ、特別会計では、予算額と同額となっていること、一般会計で計上している需要費及び運営費が計上されていないことが認められた。</p> <p>ところで、決算額における一般会計及び特別会計の事業収益の比率、人件費・福利厚生費の比率を比べると、特別会計では事業収益の比率以上に管理費を負担している状態となっており、負担金額が予算額と同額であることに合理性は見出せない。</p>	<p>平成20年度決算において、一般会計と特別会計の事業収益の比率を用いて、管理費の計上を行った。</p>
産業労働局	退職給付 に係る委託 料の支出を 適正に行う べきもの	<p>局は、東京都しごとセンターの管理運営に関する基本協定書に基づき、財団法人東京しごと財団に対して、委託料を、平成19年度に、13億8,945万2,362円支出している。</p> <p>ところで、この委託料の内訳を見たところ、財団の退職給付に係る経費分として、4,130万2,000円を支出しており、このうち、退職給付引当資産積増し分3,633万2,336円は、財団の安定的な経営基盤確保のためとしている。</p> <p>しかし、委託料は協定書において管理運営業務実施の対価として支払われるとされていることから、当年度の管理運営業務実施に関わらない経費分を委託料として支出することは適正でない。</p>	<p>平成20年度分については、当年度の管理運営業務実施に関わる経費分のみを委託契約経費として支出した。</p> <p>また、平成21年度以降も、毎年度の管理運営業務実施に関わる経費分のみを計上するために、財団と事前に綿密な情報交換を行ったうえで経費の積算を行い、平成21年度分についても、管理運営業務実施に関わる経費分のみを委託契約経費として計上した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	施設整備費補助金について補助金支出の透明性を確保すべきもの	<p>局は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの施設・設備の整備に要する経費に対して補助金を交付している。</p> <p>局は、補助金の対象を大規模修繕以外の臨時的、緊急的な補修等に係る経費及び法人設立までに都が整備すべきであった事項に係る経費並びに工事関連経費に限定している。</p> <p>ところで、平成18年度における施設整備費の補助金関係書類を見たところ、補助金申請金額2,465万423円のうち、396万9,248円については、物品及び消耗品の購入に充てていることが認められた。</p> <p>通常、物品・消耗品については、施設整備費補助金の対象外と考えられ、この取扱いは、補助対象となる施設整備の範囲が限定されず、補助金支出の透明性が確保できない。</p>	<p>平成20年度中に補助要綱の改正を行い、備品及び消耗品の購入に係る経費については、補助対象外であることを明確にした。</p> <p>また、平成21年度は、法人からの申請案件が要綱に適合するか精査するとともに、現地調査等を行うことで適正な補助金交付に努めている。</p>
産業労働局 (地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)	産業廃棄物の収集運搬・処分委託契約を適正に行うべきもの	<p>法人の西が丘本部では、試験及び研究等の業務に使用した廃試薬等の処分を、産業廃棄物の収集運搬・処分として委託しているが、この委託契約について見たところ、以下のとおり適正ではない状況が認められた。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令によると、産業廃棄物の委託契約は、書面により行い、委託契約書には委託する産業廃棄物の種類及び数量を明示することとなっているが、契約内訳を見たところ、廃試薬の一部を不明品として、産業廃棄物の種類・数量を明示せずに契約を締結している。</p> <p>当該委託契約に係る一部のマニフェストについて、委託契約期間外の履行となっているにもかかわらず、期間内に履行が終了したとして、支払手続きが行われている。</p>	<p>薬品類等の廃棄処理委託のうち、不明品については、組成分析のみを委託し、組成結果の報告をもとに別途契約で対応した。</p> <p>平成20年度の産業廃棄物処理委託は、処分管理を徹底し、全件期間内に終了した。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (東京都商 工会連合会)	経営相談 事業の実績 確認を適切 に行うべき もの	<p>商工会議所及び東京都商工会連合会が行っている経営相談事業の実施について見たところ、次のような状況が認められた。</p> <p>東京都商工会連合会(東久留米市商工会及び日野市商工会)においては、巡回指導の相談実績を確認するために、出席簿や指導業務日計表等の帳簿を作成しているが、各帳簿間に食い違いが生じているなど、相談実績の確認が出来ない事例が認められた。また、管理職のチェックの有無が記録されていないなど、相談実績のチェック体制に問題が見られた。</p> <p>経営相談を行う経営指導員は、相談完了後、相談内容をデータとしてシステムに記録しているが、当該記録は、事業所単位で相談履歴を蓄積することにより今後の相談に役立てるものであることから、具体的かつ詳細に記載する必要があるにもかかわらず、簡略に記載している事例が認められた。また、相談に要した時間の記載がないため、どのような内容の相談をどの程度の時間を費やして行ったかの確認が出来ない。</p>	<p>相談指導のチェック体制について、定期的に出勤簿や指導業務日計表等の帳簿を照合し確認を行うよう、平成21年2月の東京都商工会連合会主催事務局長連絡会で各商工会事務局長に周知徹底した。</p> <p>経営相談内容を具体的かつ詳細に記載することについて、平成21年2月の東京都商工会連合会主催経営指導員一般コース研修会で各商工会の経営指導員に周知徹底した。また、それらの内容について、適切に実績報告を行っている。</p>
産業労働局		<p>局は、事業年度終了後に、商工会議所等から巡回指導の実績件数の報告を受けている。巡回指導における「相談・指導事業」と「広報活動」は、事業実態を的確に把握するには、個別に報告させる必要があるが、局はまとめて報告を受けている。</p>	<p>平成21年2月の商工会議所相談所長会議及び商工会事務局長連絡会議において、相談実績のチェック体制整備及び記録方法等については、相談実績を管理職が行うこと、相談記録を充実させること、相談・指導事業と広報活動を分けて把握するよう指導した。</p> <p>また、平成21年6月24日付け「平成20年度指導検査共通指導事項」及び「平成20年度経営改善普及事業質疑応答集」の中で具体的な事例を示して、重ねて指導を行うとともに、実績報告が適切に行われていることを9月に行った指導検査で確認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	非会員の利用促進を求めるなど補助事業の公平性及び有効性を確保すべきもの	<p>小規模事業経営支援事業として行われている商工会議所等の経営相談事業は、すべての小規模事業者を対象としており、局は、商工会議所等に対して、商工会議所等の会員・非会員を問わず補助事業が、広く小規模事業者利用されるように運営することを指導しているとしている。</p> <p>しかしながら、商工会議所等が実施する経営相談事業の利用状況を見たところ、商工会議所等の非会員による利用が会員による利用を大きく下回っている事例が認められた。</p> <p>また、商工会議所等が行う経営相談事業の実施状況について見たところ、商工会議所等が補助事業が会員でなければ利用できないような誤解を与える表現で広報活動を行うなどの事例が見受けられた。</p>	<p>平成21年1月14日、商工会議所及び商工会あてに指摘内容を文書により周知した。また、商工会議所相談所長会議及び商工会事務局長連絡会議において、広報活動の強化・非会員へのPR強化及び会員限定の事業であるとの誤解を招く表現の改善について文書で指導した。さらに、同年3月の予算説明会において、指導方針を文書で説明・指導した。</p> <p>補助事業の公平性及び有効性の確保については、商工会議所及び東京都商工会連合会に対して、平成21年6月24日付け「平成20年度指導検査共通指導事項」及び「平成20年度経営改善普及事業質疑応答集」の中で具体的な事例を示して、非会員に対する利用推進について周知を行った。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (東京商工 会議所)	専門相談 事業の運営 を見直すべ きもの	<p>東京商工会議所(以下「東商」という。)は、局の補助を受けて実施する小規模事業経営支援事業において、一般的な経営相談では対応できないような専門的な相談に対応することを目的として、窓口専門相談指導事業を行っている。</p> <p>ところで、平成19年度における東商の専門相談事業の実績について見たところ、利用率が全体で50.9%であり、また、50%に満たない事例が24支部等のうち12箇所で見られるなど、効率的に行われていないことが認められた。</p> <p>東商は、専門相談事業が効率的に行われるよう実施日程や他支部の専門相談にも参加できる旨の広報活動を徹底させるなど、運営の見直しを検討されたい。</p> <p>局は、補助事業が効率的に行われるよう東商を指導されたい。</p>	<p>20産労商地第1642号に基づき、平成21年度の実施回数や日程変更を行うなど、専門相談事業が効率的に実施されるよう見直しを行った。</p> <p>また、下記のとおり他支部の専門相談にも参加できる旨の広報活動を徹底した。</p> <p>東商本部のホームページにおいて窓口専門相談が本部・23支部いずれでも利用が可能な旨を明記した。</p> <p>平成21年度上半期に各支部窓口で近隣支部の専門相談事業のチラシを配布した。</p> <p>各支部で小規模事業経営支援事業についての新聞広告の掲載、PRチラシの作成時には、内容に専門相談事業を含めることにした。</p>
産業労働局			<p>20産労商地第1642号により、東京商工会議所会頭に対し見直しを図るよう指導内容を周知した。</p> <p>また、東京商工会議所に対して、専門相談指導の実施日程等を見直し、PRを一層強化し効率化を図るよう指導を行った。さらに、東商に対して指導を行った結果、他支部の専門相談にも参加できる旨の広報活動の徹底が確認された。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	会計処理 を適正に行 うべきもの	<p>会社は、Kと総合福祉団体定期保険(生命保険)契約を締結している。</p> <p>しかし、この契約に基づく、平成19年度のKからの配当金226万3,188円について、当期の収入として計上すべきところ、これを計上しておらず適正でない。</p> <p>このため、貸借対照表の流動資産(未収金)が226万3,188円過少に計上されている。</p>	<p>第23期(平成20年度)決算から、当期に発生した保険配当金は未収金として貸借対照表に記載するよう改めた。</p>

〔平成20年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	下水道施設に係る負担金を適切に請求すべきもの	<p>都市整備局は、有明北地区土地区画整理事業における公共下水道施設の整備に関する協定を下水道局及び港湾局と締結し、協定では、既成市街地では下水道局が費用を負担して都市整備局が工事を施行し、埋立地では港湾局が費用を負担して工事も施行することとしている。</p> <p>ところで、第一区画整理事務所は、協定に基づき下水道局が費用負担すべき区域（既成市街地）において、汚水柵設置工事を行っているが、下水道局に負担金を請求しておらず適切でない。</p>	<p>指摘に係る負担金は、平成20年度協議の変更、負担金の精算、負担金の請求の文書処理により、平成21年5月25日に下水道局から徴収済みである。</p> <p>また、指摘に係る緊急工事の取扱いについては、下水道局と平成21年度協議を取り交わし、個別工事とともに別途協議することを定めている。</p>
福祉保健局	委託業務を適切に管理し、収入調定及び現金管理を適正に行うべきもの	<p>北療育医療センター城北分園では、社会保険診療報酬支払基金等への診療報酬請求に当たっては、医事業務委託契約により計算及び基金等への請求を、徴収事務委託契約により利用者一部負担金の徴収等を受託者に行わせている。</p> <p>分園における診療報酬の調定・収入について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>診療報酬の計算結果のうち医事会計システムから出力した「外来請求一覧表」と窓口で取扱う収入を記載した「日計表」とで、利用者一部負担金の取扱件数及び金額は、一致すべきであるが、一致していない。</p> <p>分園は、のとおりのとおり、徴収すべき利用者一部負担金の金額を正確に把握していないため、窓口で受け取った現金をすべて収入としているかを確認できないまま、現金を収入していることとなり、適正でない。</p> <p>受託者は、「一覧表」の記載内容を手作業で加筆、削除、修正しているが、原因等を記録していないため、修正内容が診療内容に則った適正なものであるか確認できず、このことは、分園が基金等への診療報酬請求額が適正であるかを確認せずに診療報酬を請求・収入していることとなり、適正でない。</p>	<p>医事会計システムから出力する帳票と、窓口で取扱う収入とを一致させ、受託業者から適正な報告を行わせることとした。</p> <p>また、日常のチェック作業により、現金有り高・未収入金の合計金額と、徴収すべき利用者一部負担金の金額が一致しているかを確認しており、平成21年6月に行った相互自己検査、局自己検査においても、誤りは認められなかった。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	医事会計個別システムの運用を適切に行うべきもの	<p>障害者施策推進部は、医事会計個別システムに、新たなシステムを設計、導入するため医事会計個別システム導入委託契約をLと締結し、平成19年9月1日から運用開始している。</p> <p>ところで、システムの運用状況等について見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。これらは、部が、システム導入の際にLに対して設計仕様を適切に指示できていなかったこと等に原因がある。</p> <p>システムから出力された患者別日計表に、請求書番号が表示されないため、未収入金が納入された場合、請求書番号を用いて、請求日等を速やかに特定できないことから、効率的に未収入金管理が行えない。</p> <p>領収済や破棄扱いとなっている請求書がその後も出力可能な仕様となっており、重複請求の防止対策が講じられていない。</p> <p>保険情報の確認ができない利用者の診療費等の会計データは、診療日当日にシステム入力を行えないことから、毎月の診療報酬請求明細書に反映されているものとなっているかどうか検証できない。</p> <p>歯科会計システムのデータ管理は、クライアント/サーバ方式によらず、認証機能等を有していないUSB(HDD)に保存しており、セキュリティ確保面から問題がある。</p>	<p>患者別日計表について、永久請求書番号の出力ができるよう設定変更を行った。</p> <p>重複請求の防止策は、システム(現行パッケージ)の問題により技術的に難しいため、職員が、徴収事務委託者が作成した「領収証書・納入通知書使用簿」により、請求書の発行枚数、書損枚数、廃棄枚数、残枚数を日々管理し、月末に在庫管理を行っている。また、請求書の再発行の際には、パスワードを入力しないと出力できない設定とし、重複請求の防止対策を実施した。</p> <p>保留入力については、システム(現行パッケージ)の問題により技術的に難しいため、保留未確認リストの作成及びカルテに未処理であるとのメモを差込み、次回提出時に処理する等、発生防止に努めている。</p> <p>歯科会計システムについては、クライアント・サーバ方式とするための契約手続きを行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	麻酔料の請求を適切に行うべきもの	<p>墨東病院及び神経病院における麻酔料にかかる診療報酬の請求について見たところ、墨東病院では、実際に実施された麻酔方法と請求書に記載された麻酔方法に相違があったこと、神経病院では、実際に実施された麻酔実施時間と請求書に記載された麻酔実施時間に相違があったことから、過少請求等の不適切な事務処理が認められた。</p> <p>両病院は、麻酔料の請求を適切に行われたい。また、神経病院は、麻酔実施時間の記録方法について見直されたい。</p>	<p>麻酔料の請求について、東京都社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会あて、墨東病院は平成20年11月に、神経病院は平成21年6月及び同年8月に再提出を行った。</p> <p>また、麻酔実施時間の記録方法について、神経病院は平成20年9月に見直しを行った。</p>
病院経営本部	職務住宅使用料等の債権管理を適切に行うべきもの	<p>清瀬小児病院において、職務住宅使用料等の徴収状況について見たところ、職員による滞納(195件、181万3,103円)が存在しているにもかかわらず、催告経過が確認できないなど、債権管理が適切に行われていないことが認められた。</p> <p>病院は、職務住宅使用料等を速やかに徴収するとともに債権管理を適切に行われたい。</p> <p>また、部は、他の病院においても同様の状況が認められることから、適切に指導されたい。</p>	<p>本部では、平成20年12月5日に各病院の会計担当者を集めて会計担当係長会を開催し、職務住宅使用料等の債権管理を適切に行うよう文書で指導した。</p> <p>清瀬小児病院の徴収状況は、131件136万2,812円を回収した後、未回収64件のうち相手方の所在が判明している34件について、新たに9件を回収。また、未回収25件のうち、督促の過程で10件が所在不明となることが判明した。(残り15件)</p> <p>相手方の所在が不明となっている債権については、新たに3件を回収した。(残り37件)</p> <p>この結果、143件144万4,436円が回収済となっており、今後も引き続き督促等を行っていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	<p>霊園管理料等に係る収入未済額の繰越額の確定を適切に行うべきもの</p>	<p>公園緑地部が所管している霊園管理料等については、独自のシステムである霊園管理システムにより収入未済を管理している。</p> <p>このシステムの収入済データの計上日は、財務会計システムの計上日と異なることから、特定の時点において、両システムの収入未済額は常に異なることとなる。また、このシステムは遡って過去の時点の調定や収入未済残高のデータを表示できない。そのため、年度末に収入未済額を確定する手続の中で、確認できる書類に基づき、霊園管理システムと財務会計システムとを照合して相互の整合性を確認する必要がある。</p> <p>しかし、収入未済額の繰越額の確定の手続について見たところ、確認できる書類がないため、照合の手続が適切に行われているか確認できない状況となっている。</p>	<p>平成20年度の繰越調定の起案文書に、財務会計システムから出力される収入未済繰越一覧表と、霊園管理システムから出力した収入未済内訳書を添付して、相互の整合性を確認できるようにした。</p>
東京消防庁	<p>特命随意契約に係る事務手続きを適正に行うべきもの</p>	<p>総務部は、「災害救急情報システム外2点ソフトウェア保守委託契約」をMと特命随意契約により締結している。</p> <p>ところで、本契約の仕様書について見たところ、簡易なシステム概要、使用施設及び貸与物品等が記載されているだけで、委託の具体的内容が明確になっていないことから、内容に見合った委託金額となっているかが検証できず適正ではない。</p>	<p>平成21年度の当該契約案件については、年間保守委託契約とせず、事案が発生する都度、仕様書の内容を明確に記し、契約することとした。</p> <p>平成21年7月、災害救急情報システムのソフトウェア変更委託において、委託の具体的内容を明記した仕様書を作成し、適正な契約事務を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	公衆浴場営業用途の水道料金等の減額を適正に行うべきもの	<p>公衆浴場営業の用途の水栓は、東京都給水条例及び東京都下水道条例の定めるところにより、他の用途の水栓よりも水道料金及び下水道料金が低額となっており、従量料金についてはさらに減額されている。</p> <p>この料金減額の対象となる公衆浴場とは、給水条例等の定めにより、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第2条第1項に規定する普通公衆浴場とされている。</p> <p>ところで、千代田営業所において料金の減額を行っている公衆浴場用途の水栓について見たところ、Nが営業する厚生会館内に浴場用途の水栓（呼び口径50mm）が含まれていることが認められた。</p> <p>しかしながら、当該浴場は、平成3年に普通公衆浴場からその他の公衆浴場に種別が変更されていることから、普通公衆浴場として料金減額の対象とすることは適正でない。</p>	<p>平成20年3月7日付けで「公衆浴場」から「その他」への用途変更及び減免適用を解除した。</p> <p>また、サービス推進部で用途が「公衆浴場」であるものを全件調査し、すべて「普通公衆浴場」の営業であることを確認した。</p> <p>さらに、平成20年5月の営業所長会で指摘内容を周知するとともに、減免に係る事務処理について遺漏のないよう指示した。</p> <p>追徴分の請求方法は、平成21年4月30日付けでNと履行延期特約を締結し分割支払いの扱いとした。</p>
水道局	委託契約に係る単価設定を適切に行うべきもの	<p>サービス推進部では、東京都水道局お客さまセンター運營業務委託を株式会社PUCと特命随意契約している。</p> <p>ところで、センターの管理スタッフの積算内訳を見たところ、統括スーパーバイザー（以下「統括SV」という。）と副統括スーパーバイザー（以下「副統括SV」という。）の1人当たりの月額単価が同額になっていることが認められた。</p> <p>しかし、副統括SVは、仕様書では、統括SVの補助を行う者になっていること、お客さまセンターの運営体制上でも、統括SVの下位の者になっていることから、両者の月額単価を同額としている合理的な理由は認められない。</p>	<p>平成21年度契約における統括SVと副統括SVの単価について、それぞれの職責に応じた単価設定を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	工事立会業務委託の履行確認を適切に行うべきもの	<p>給水部では、配水管等に近接する他企業工事の施工の際の現場立会業務について、東京水道サービス株式会社と特命随意契約している。</p> <p>ところで、立会業務報告書を見たところ、平成19年4月から同年12月までの累計の立会件数は2万9,343件となっているが、この他に、指定した立会希望時間内に現場到着したものの作業が終了しており、立会が出来なかったものが546件認められた。</p> <p>この場合には、工事現場での作業中の立会を行えなかったことから、施工の状況を確認できず、適切でない。</p>	<p>工事終了による立会未実施現場については、工事立会者から該当工事の現場責任者へ電話等により工事状況等の確認を行うこととした。確認した内容は、立会受付・点検表に確認欄を設け、配水管等への影響の有無や防護等が適切に行われているかを記録している。</p>
下水道局	雨水排水設備の誤接続解消の取組を有効に行うべきもの	<p>南部管理事務所が所管する世田谷区の瀬田ほか6地区における下水道は、汚水と雨水が分かれて流れる分流構造となっているが、当該地区において浸水被害が報告されている。浸水の原因の一つとして、雨水排水設備の接続を誤って汚水管に接続している(いわゆる「誤接続」)ことが考えられることから、世田谷区の分流地域において、所は、平成17年度から3か年にわたって、住宅における排水設備接続状況調査を行っている。</p> <p>その結果、雨水を汚水系統に接続する「誤接続」が、調査を実施した1,994世帯のうち、538世帯で確認された。</p> <p>誤接続を解消するためには、各住宅における排水設備の接続状況を明らかにし、誤接続となっている場合には是正を求めていくことが必要であり、住民の理解と協力が欠かせないのみならず区の浸水対策所管部署や側溝を管理する区などの道路管理者と連携することが効果的である。</p> <p>しかし、所は、平成17年度の調査で誤接続が相当数確認された後も、関係機関との連携に向けた働きかけが不十分となっているのは適切でない。</p>	<p>「住宅における排水設備接続状況調査」の結果をもとに世田谷区など関係機関に働きかけた結果、世田谷区建築物安全安心推進協議会において、平成21年3月に「世田谷区建物安全安心実施計画」が策定され、推進すべき施策として新規建築物の検査制度等の広報・啓発及び既存建築物について「排水設備の下水道への接続状況の適正化の推進」が示された。</p> <p>今後、更に関係機関との連携を強化し誤接続による豪雨時の溢水事故防止を推進するため、個別の指導を継続的に行っていく。</p>

〔平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	概算払の事務手続を適正に行うべきもの	<p>局が指定管理者に管理運営させている施設における委託料の概算払の手続について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>局は、執行計画を承認しているが、算出根拠を確認するなど、執行計画が適切であるか、検証しないままそれを承認し、概算払により委託料を支出しているものがある。</p> <p>局は、分割概算払の精算省略により次期概算払を行う際、精算省略の要件である既交付額の執行状況の確認をしないまま、次期の委託料を当初の執行計画どおり支出している。</p> <p>局は、指定管理者から提出された精算書について、支出額及び実費徴収などの委託料以外の収入である雑収入について、その内容を確認せず、精算書が適正であるか検証しないまま、精算手続を完了させている。</p>	<p>21福保総企第425号「指定管理者への委託料概算支払時における執行状況の確認について（通知）」により、概算払事務手続について、次期委託料の交付手続時に、その時点で把握可能な直近の時点までの執行状況の確認を行うこととし、各部へ周知徹底した。</p>
福祉保健局	積立金の取扱いについて検討すべきもの	<p>局は、基本協定により、概算払による委託料から当該年度の管理業務に要した経費を控除した額の残余金について、指定管理者が積立金として積み立てることができるとしている。</p> <p>ところで、積立金の取扱いについて見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>局は、積立金の使途について、人件費、修繕、備品等購入とし、その限度額を定めているものの、施設ごとに個々の実情を踏まえた内容を定めていない。</p> <p>積立金の取崩しに当たっては、都に事前協議を行い、その承認を得ることを条件としているが、積立金の取崩しの要件については、明確に定められていない。</p>	<p>「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年厚生労働省通知）により、積立金については、上限額を定める現行のままとする。</p> <p>また、20福保総企第869号「指定管理者施設の積立金の取崩し要件について」により、取崩し要件を具体的に定め、各部に周知を図った。</p>
建設局	年間事業計画書の承認及び事業実施結果の検証を適切に行うべきもの	<p>局は、公園等の管理に係る年度協定において、指定管理者は、協定締結後直ちに月別支出計画書、年間作業計画書、事業計画書に基づく年間事業計画書を作成し、都に提出し、承認を受けなければならないとしている。</p> <p>ところで、年間事業計画書は、イベント等の計画が記載されているのみで、実際に平成18年度に実施している取組の計画が示されておらず、また、年間事業報告書にも記載がなく、これらの取組が、事業計画書どおりに実施されているか否か、把握・検証できない状況となっている。</p>	<p>事業計画の実績や進捗状況について記載された年間事業計画書及び年間事業報告書が指定管理者から提出されており、年間事業計画書の承認及び事業実施結果の検証を適切に行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	公園等の利用者満足度の把握・検証を適切に行うべきもの	<p>局は、指定管理者の管理運営の評価に当たって、利用者サービス向上の取組については、指定管理者が事業計画書で提案した内容の実績に基づき評価し、利用者満足度については、指定管理者が実施したアンケート結果に基づき評価することとしているが、アンケートの実施方法等について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>公園等 84 施設のうち、75 施設については、年 1 回閑散期のみ実施しており、施設の状況を踏まえた利用者満足度が十分把握できない。</p> <p>秋留台公園ほか 4 公園については、回答数が極めて少なく、利用者満足度が十分把握できない。</p> <p>浜離宮恩賜庭園ほか 8 庭園等については、アンケート項目に安全・安心面を設定しておらず、施設の安全性等が評価されていない。</p> <p>施設の特性に応じた項目についてアンケートを実施しているが、評価を行っていない。</p> <p>また、施設により評価項目数が違うにもかかわらず同じウェイトで評価が行われているなど、評価が施設の特性を踏まえたものとなっておらず、利用者満足度が十分検証されていない。</p>	<p>利用者満足度の把握・検証については、アンケート実施時期の見直しや積極的な回答の回収を行うよう、各指定管理者に対し指示した。</p> <p>また、施設の特性に応じた項目についても評価するなど、公園等の利用者満足度の把握・検証を適切に実施した。</p>

〔平成 19 年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局 (多摩都市モノレール株式会社)	締切作業の見直しについて	<p>多摩都市モノレール株式会社の各駅では、毎日の運賃収入を回収し、その金額や発売額を確定する作業（以下「締切作業」という。）を行うこととしているが、松が谷、程久保、柴崎体育館の 3 駅における締切作業を見たところ、安全の確保と業務管理を十分に行えていないことが認められた。</p> <p>多摩都市モノレール株式会社は、駅の収入に応じて締切作業を隔日に行うなどして、締切作業をより効率的にし、安全を確保するとともに業務管理を適切に行えるよう締切に係る体制を見直す必要がある。</p>	<p>松が谷、程久保、柴崎体育館の 3 駅における締切作業の隔日実施試験運用の結果を踏まえ、10 月から上記の駅で本実施する。</p>

〔平成19年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	<p>道路の仮復旧舗装に使用する路盤材の一部について、現場発生材の使用を検討すべきもの</p>	<p>局内における配水小管布設替工事327件のうち、本工事に伴う道路の仮復旧舗装に使用する路盤材について見たところ、本復旧時に撤去処理する路盤材（厚さ5～15cm）には再生路盤材を新たに購入し使用している。</p> <p>しかし、本復旧時に撤去する路盤材については、現場発生材を再利用することが十分に可能である。</p> <p>局は、毎年多くの水道管更新等の工事を行っていることから、道路管理者と協議し、現場条件に応じて路盤に現場発生材を使用することとすれば、資源の有効利用を図るとともにコスト縮減による経済的効果も大きい。</p>	<p>平成19年9月の設計係長会で報告し、現場発生材の使用については、道路管理者との事前協議で、発生路盤材の使用の可否を確認し、可能な限り用いていくことを指示した。</p> <p>発生路盤材を使用している平成20年度に施工した3案件の結果を検証し、平成21年8月26日付けで発生路盤材の再使用に関する運用指針を策定するとともに、その内容について、局内関係部署に周知した。</p>

〔平成19年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部 (財団法人 東京都保健 医療公社)	固定資産 の現物調査 の実施及び その履行状 況の確認を 適切に行う べきもの	<p>公社では、事務局長、病院長又は所長は、少なくとも2年に1回、固定資産の管理状況を調査しなければならない。また、各病院等に対して固定資産の管理を徹底させるために、固定資産の購入による増加、除却に伴う減少を報告をするように求めている。</p> <p>しかしながら、多摩南部地域病院の固定資産の一部について、現物確認を行ったところ、固定資産を廃棄したにもかかわらず固定資産台帳上、除却漏れとなっていた。</p> <p>平成17年財政援助団体等監査において、公社は他の病院で同様の指摘をされているにもかかわらず、現物調査について統一的な指導を十分に行っていないことは適切でない。</p>	<p>公社では、平成20年12月1日付けで財務会計処理要綱の固定資産の現物調査を「2年に1回」から「1年に1回」に改定するとともに、固定資産の管理に関する指針として固定資産現物確認実施要領を同日付けで定め、病院に通知した。</p> <p>これに基づき、全施設で現物確認を実施し、その履行状況を「固定資産現物確認報告書」により確認した。</p>

〔平成19年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局	道路附属物台帳システムの適切な運用を図るとともに指導を徹底すべきもの	<p>道路管理部は、平成16年度から道路附属物台帳システムを稼働しているが、各建設事務所での運用状況を見たところ、以下のような状況が認められた。</p> <p>道路附属物の工事完了後に施工業者から提出される台帳の基礎データは電子データで受領することにより、データの更新を迅速かつ正確に行うことができるが、請負工事契約の仕様書で電子データによって提出することを指示していないため、紙の一覧で提出されている。</p> <p>所によっては、データの入力されていない項目が多数見られるため、システムでは正確なデータを把握できない。</p> <p>部において、システム等の障害に対処するための手続きを定めていないため、所では、データ破損等に備えた適切な対応が行われていない。</p>	<p>平成20年10月1日付けで電子化での提出を仕様書等に明記することについて、事務手続要綱の変更を行い、関係部署に周知した。</p> <p>データ入力が平成21年3月に完了した。</p> <p>平成19年度に道路附属物台帳システムのバックアップ等に関する委託発注を行い、作業を実施した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	水運用センター電子計算機システム賃貸借に係る契約を適切に行うべきもの	<p>水運用センターは、水運用センター電子計算機システム賃貸借契約をレンタル契約により締結している。</p> <p>ところで、契約内容を見たところ、事実上、途中解約は極めて困難であること、料金は、総費用を耐用年数で除して算定しており、物件の利用者が全ての費用を負担していることから、本件契約はレンタル契約ではなく、実質的には4年を契約期間とするリース契約に相当するものと認められる。このため、再リース契約が可能であり、再リース料は当初リース料より大幅に低減することが可能である。</p> <p>しかし、センターは、本体及び一部のサーバ・端末について、更新期間（2～4年）を経過したものを新品に交換せず継続使用しているにもかかわらず、再リース契約の場合に相当する額に減額することなく、平成17年度以前と同額の使用料を支払っていることが認められた。</p>	<p>センターでは現在、改良工事にてダウンサイジングを図った新システムへの移行を進めている。</p> <p>なお、一部リース契約を平成20年10月16日、平成21年4月1日に締結し、平成22年度末には全面的にリース契約への切替えを完了する予定である。</p>
教育庁	都立学校の施設維持管理事務に係る委託契約を適切に行うべきもの	<p>庁は、東京都住宅供給公社と「都立学校施設維持管理事務委託に関する契約」を締結しているが、当該契約について見たところ、次のような不適切な事例が認められた。</p> <p>施設修繕業務については、庁が、都立学校の設計標準、標準仕様及び積算単価を示すべきであるにもかかわらず、これに代えて、公社が規定する標準仕様及び積算単価により処理させている。</p> <p>委託料は概算払いとしており、業務完了後に委託業務積算基準により精算を行わせているが、間接経費の単価及び算出方法については合理的な根拠がない。</p> <p>精算において、庁は、営繕システム開発一時経費532万9,000円について、積算基準にない経費であるにもかかわらず、積算基準の変更の手続を行わずに当該経費を委託料として支払っている。</p>	<p>平成20年度契約において、委託業務の作業量に基づいた積算、精算基準を設定するなど、仕様書の一部を変更した。</p> <p>また、委託業務完了後に、委託業務積算基準により適切な精算を行った。</p>

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	システムを改修し、未収金に係る状況を常時把握すべきもの	<p>患者負担分の診療報酬は、窓口において患者から収納するが、患者が支払わずに未収となる場合がある。これらの未収金のうち、納期から1か月以上を経過しても未収のものは、督促や催告など徴収努力を行う必要がある。</p> <p>病院において、未収金の当初発生額とその債権数、徴収努力を行うべき債権数とその金額、徴収努力の結果回収できた債権数とその金額を確認しようとしたところ、病院はこれらを把握していなかった。</p> <p>病院における未収金管理は医事会計システムによって行われており、また滞納債権の管理は未収金管理システムにより行われているから、これらシステムが保有する情報を利用すれば未収金の債権数・金額を容易に集計できるものであるが、いずれのシステムもそのような機能を備えていない。</p>	<p>未収金に係る状況の把握のため、以下2点のシステム改修を行った。</p> <p>徴収努力を行うべき債権の把握については、督促管理画面を新設する。また、未収金管理票を作成する。</p> <p>徴収努力の結果回収できたものの把握については、「回収努力の結果リスト」を作成する。</p>
病院経営本部	医事会計システムを活用し、未収金を正確に計上すべきもの	<p>病院における未収金について見たところ、医事会計システムで把握している未収金額と財務会計システムで把握している未収金額が合致していない。</p> <p>病院は、未収となっている診療報酬の請求先の変更は医事会計システムにおいて行うが、財務会計システムではその変更を行っていないために、医事会計システムと財務会計システムで差違が発生するとしている。</p> <p>しかし、医事会計システムにおいて、請求先など取扱いを変更した場合の一覧を作成する機能を設け、これにより財務会計システムへの計上を検証することで、財務会計システムにおける振替漏れの防止を図ることができる。</p> <p>本部は、未収金を正確に計上できるよう、未収金の振替に係る医事会計システムの機能を見直すべきである。</p>	<p>書損再計算一覧表を改修し、保険情報を追加することにより請求先等の発生状況を把握できるよう対応した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	保留レセプト等を管理できるような債権管理システムを改修すべきもの	<p>保留レセプト及び返戻レセプトは、医事業務受託者の担当職員が診療科ごとに現物を管理し、医師への修正依頼、修正状況、請求状況などの進行管理については、担当職員が表計算ソフトを利用するなどしてリストを作成し、行っている。</p> <p>一方、豊島及び八王子小児を除く病院には、保留・返戻レセプトの請求状況を管理し、診療報酬請求書を自動作成するために債権管理システムが導入されており、医事業務受託者が保留及び保留解除、返戻及び再請求の情報を入力している。</p> <p>そこで、債権管理システムを利用して医事業務受託者が進行管理を行えば、進行管理用リストを別途作成する必要がなくなり、また、病院は医事業務受託者が行うレセプト管理の進行状況をシステムにより直接確認してよりの確な管理を行えるようになる。その観点から債権管理システムを見ると、次のとおり進行管理に必要な機能が備えられていない。</p> <p>保留解除及び再請求を行ったものについては一覧に出力されない。</p> <p>十分な保留・返戻理由の入力欄が用意されていない。</p> <p>医師などへの修正依頼、修正完了日を入力できない。</p>	<p>保留解除・保留再請求を行ったものについて、すでに一部の病院では実装されていたデータ出力機能を、今回新規追加した返戻再請求一覧出力機能と仕様の統一化を図った。</p> <p>保留・返戻理由の入力について、コメント欄を使用して対応することとした。</p> <p>修正管理機能を改修により追加した。</p>

〔平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	不法占拠の解消に速やかに取り組むべきもの	<p>建設局第六建設事務所は、隅田川河川区域のうち、台東区、北区、荒川区及び足立区に係る部分を管理している。</p> <p>ところで、平成17年度の管理状況について関係書類を調査したところ、河川管理通路の一部（約610㎡）が不法占拠されていることが認められた。</p>	<p>平成21年9月9日、自主撤去の確認と、再度の清掃、ゴミ等の除去を実施し、管理用通路上の不法占拠を解消し、管理用通路の機能を回復した。</p>